

労働安全衛生をめぐる状況

2019年→2020年

1. 労働災害・職業病の発生状況等

● 労災保険新規受給者

労災保険新規受給者数は、2009年度の534,623人を底にして増加傾向に転じており、2018年度は25年前のレベルにまで戻ってしまっている。

労災保険の新規受給者数は、発生年度ではなく、労災保険給付の支給決定年度で集計した数字であり、2018年度の労災保険新規受給者は、業務災害599,887人（87.4%）、通勤災害86,626人（12.6%）、合計686,513人（100%）であった。

その発生年度別内訳は、2018年度516,648人（75.3%）、2017年度166,152人（24.2%）、2016年度2,744人（0.4%）、2015年度565人（0.1%）、2014年度110人、2013年度以前322人、となっている。

● 死亡災害

死亡災害は、2015年以降1,000人を下回る状況を継続し、何とか減少傾向を継続していると言えそうな状況で、2018年909人、2019年は845人と最低記録を更新した。

第12次労働災害防止計画は、「2012年と比較して2017年までに15%以上減少」させるという目標を掲げ、達成可能と予想されていたのだが、結果的に1,093人から978人へ10.5%の減少にとどまり、達成できなかった。2018年2月に策定された第13次労働災害防止計画は新たに「2017年と比較して2022年までに15%以上減少」という目標を掲げた。2019年時点で2017年の978人と比較して14.6%の

減少という状況である。

一方、2018年度の労災保険の葬祭料・葬祭給付受給者数は2,909人で、業務災害2,674人（91.9%）、通勤災害235人（8.1%）。発生年度別では、2018年度684人（23.5%）、2017年度839人（28.8%）、2016年度388人（13.3%）、2015年度196人（6.7%）、2014年度86（3.0%）、2013年度以前716人（24.6%）という内訳になっている。

なお、厚生労働省の「職場のあんぜんサイト」に、2013～2018年分について、「建設業の一人親方等の死亡災害発生状況」が掲載されている。

● 死傷災害

休業4日以上死傷災害は、2010年の105,718人を底に微増傾向にあり、2018年127,329人、2019年は125,611人であった。

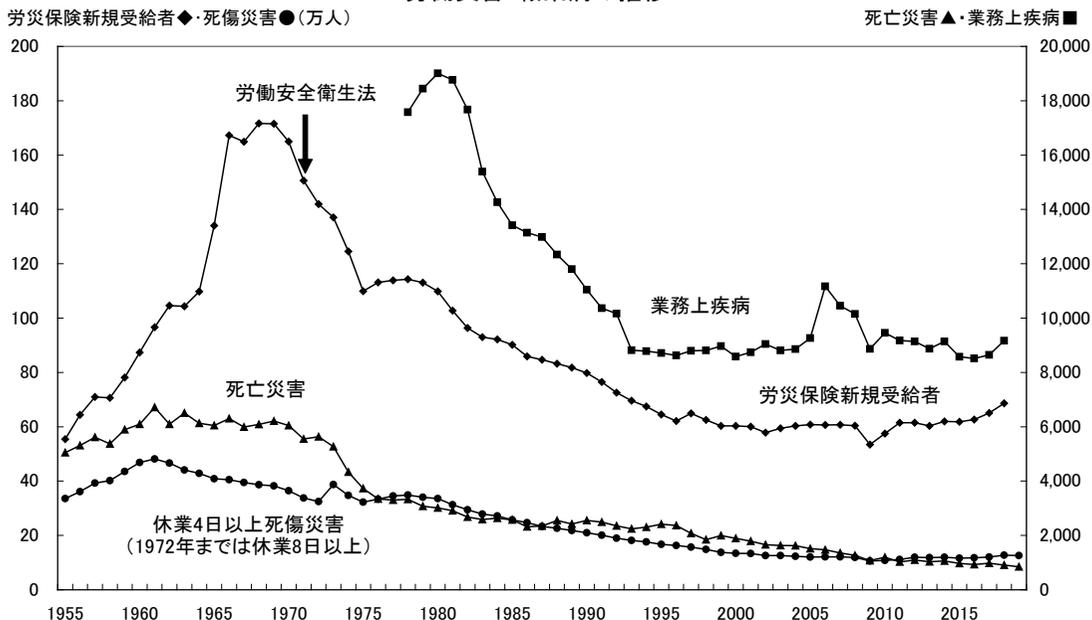
第12次労働災害防止計画の「2012年と比較して2017年までに15%以上減少」させるという目標に対して、結果は119,576人から120,460人へ0.7%の増加。第13次労働災害防止計画は新たに「2017年と比較して2022年までに5%以上減少」という目標を掲げたが、2019年時点で2017年の120,460人と比較して4.3%の増加という状況である。

厚生労働省による前年の労働災害発生状況公表に当たっては、2009年から「派遣労働者の労働災害発生状況」、2013年から「外国人労働者の死傷災害発生状況」も公表されるようになっている。

● その他

1件の重大災害の背後には、29件の軽症災害と300件の無傷害災害があるというよく知られたハイ

労働災害・職業病の推移



ンリッピの法則の「1:29:300」という数字の妥当性はともかくとして、「死亡災害件数」を1とした場合の、「休業4日以上災害件数（休業4以上の死傷災害災害-死亡災害）」及び「休業3日以内+不働災害の件数（労災保険新規受給者数-休業4以上の死傷災害災害）」の比率を次頁表に示した。

過去22年の平均では、この比率は1:87.6:341.4ということになるが、経年的な変化に加えて、業種別のばらつきも著しい。とりわけ林業では、休業4以上の災害件数の方が3日以内+不働災害の件数よりも多いという逆転現象を示しており、鉱業、建設業でも、製造業やその他事業と比較すると、休業+不働災害の件数が著しく低い。これは「労災隠し」の存在を示唆しているとも考えられる。このような分析も、「労災隠し」の根絶のために活用していかなければならないと考えている。

● 業務上疾病

業務上疾病（職業病）は、補償件数で、2002年度の8,810件を底に、2005年夏のクボタ・ショックの影響で2006年には（過去死亡事例を含め）11,1713件に増加。最近では、2016年度8,512件、2017年度8,645

件、2018年度9,170件という状況である。

5頁に上図として、「主な職業病の認定件数の推移」を示した。

伝統的な職業病の双壁のひとつ-「じん肺及びその合併症」の認定件数は、2003年度から原発性肺がんが合併症に追加されたにもかかわらず減少が続いた後、2015~2017年度横ばい、2018年度は277件と初めて300件を下回った。もうひとつの伝統的な職業病の双壁-「振動障害」の方は、2005年度まで減少し続けた後は、ほとんど横ばいか微増のようにみえる。2018年度は281件だった。

「上肢障害」は、1997年の労災認定基準改正以降増加傾向を示して、2008年度に「じん肺及びその合併症」を上回り、2009年度以降いったん減少に転じたものの、2013年度以降反転して、再び増加傾向にあるようにみえる。2018年度は916件で図中の疾病のなかで最大である。

「中皮腫」と「石綿肺がん」は、2005年夏のクボタショックで認定件数が激増。中皮腫による死亡者が増加し続けていることに示されているように、被害は増えているはずなのに、中皮腫で横ばい、石綿肺がんが漸減傾向にあるようにみえることが

労働安全衛生をめぐる状況

年度	業種	労災保険新規受給者数	死亡災害		休業4日以上		休業3日以下・不休	
		人数	人数	指数	人数	指数	人数	指数
1996	全業種	654,855	2,363	1	160,499	67.9	491,993	208.2
1997	全業種	649,404	2,078	1	154,648	74.4	492,678	237.1
1998	全業種	625,427	1,844	1	146,404	79.4	477,179	258.8
1999	全業種	602,853	1,992	1	137,316	68.9	463,545	232.7
2000	全業種	603,101	1,889	1	132,059	69.9	469,153	248.4
2001	全業種	600,210	1,790	1	131,808	73.6	466,612	260.7
2002	全業種	578,229	1,658	1	124,260	74.9	452,311	272.8
2003	全業種	593,992	1,628	1	124,122	76.2	468,242	287.6
2004	全業種	603,484	1,620	1	121,184	74.8	480,680	296.7
2005	全業種	608,030	1,514	1	118,840	78.5	487,676	322.1
2006	全業種	606,645	1,472	1	119,906	81.5	485,267	329.7
2007	全業種	607,348	1,357	1	119,999	88.4	485,992	358.1
2008	全業種	604,139	1,268	1	118,023	93.1	484,848	382.4
2009	全業種	534,623	1,075	1	104,643	98.3	428,905	399.0
2010	全業種	574,958	1,195	1	106,564	98.3	467,199	391.0
2011	全業種	614,914	1,024	1	106,564	104.1	507,326	495.4
2012	全業種	606,886	1,093	1	119,576	109.4	486,217	444.8
2013	全業種	602,927	1,057	1	119,535	113.1	482,335	456.3
2014	全業種	619,599	1,057	1	119,535	113.1	499,007	472.1
2015	全業種	618,149	972	1	116,311	119.7	500,866	515.3
2016	全業種	626,526	978	1	120,460	123.2	505,088	516.4
2017	全業種	650,534	978	1	120,460	123.2	529,096	541.0
2018	全業種	686,513	909	1	127,329	140.1	558,275	614.2
合計	全業種	14,073,346	32,734	1	2,866,117	87.6	11,174,495	341.4
2018	製造業	139,457	183	1	27,842	152.1	111,432	608.9
	鉱業	60,802	309	1	15,374	49.8	45,119	146.0
	建設業	47,761	166	1	19,555	117.8	28,040	168.9
	運輸業	640	2	1	214	107.0	424	212.0
	農林水産業	15,079	50	1	4,291	85.8	10,738	214.8
	その他	422,774	199	1	60,053	301.8	362,522	1,821.7

気にかかる。2018年度は各々376件と534件、合計すると910件で上肢障害と並ぶ。2019年度、中皮腫は増加して640件だった(石綿肺がんは373件)。

「脳・心臓疾患」は、2001年の労災認定基準改正で増加したものの、2008年度以降減少に転じ、2011・12年度は増加したが、2013年度以降再び減少傾向にあるようにみえる。2018年度は238件、2019年度は216件だった。

「精神障害」は、1999年の判断指針策定以来増加し続け、2010年度にはついに「脳・心臓疾患」を上回った。2011年末に判断指針が認定基準に改訂されて2012年度はさらに増加して「石綿肺が

ん」も上回ったが、2014年度以降は横ばい、2018年度は465件でやや減少、2019年度は509件に増加という状況である。

次頁下図は、「認定率」を分析したものである。また、表5(32頁)に、請求件数、不支給決定件数が判明している職業病に係るデータのすべてを示してあるので参照していただきたい。表5の最下欄には、認定率①=認定件数/請求件数(いずれも当該年度)、認定率②=認定件数/(認定件数+不支給決定件数)の二つの指標を示してあるが、次頁下図は、認定率②の方である。

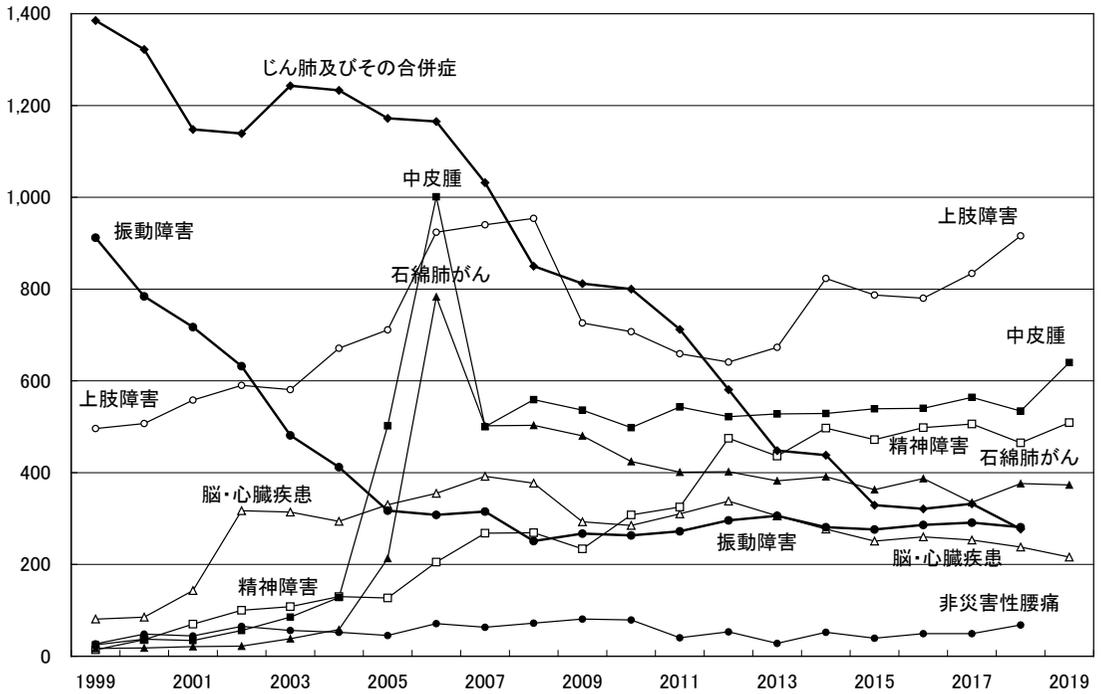
認定率②は、「中皮腫」がもっとも高く90%超、次いで「石綿肺がん」で90%に迫りつつあったが、2018年度は86.0%、2019年度は89.2%だった。その次が「上肢障害」で70%前後だが、長期的に減少傾向にあるのが気にかかる。

これらと比較すると、「脳・心臓疾患」、「精神障害等」は著しく低い。「脳・心臓疾患」の認定率は減少傾向にあり、2019年度は31.6%で過去最低。2012年度に「精神障害」の認定率が上昇したのは、2011年末の認定基準策定の影響と考えられるが、40%超えが期待されたものの、その後停滞・減少して、2019年度は32.1%になってしまっている。

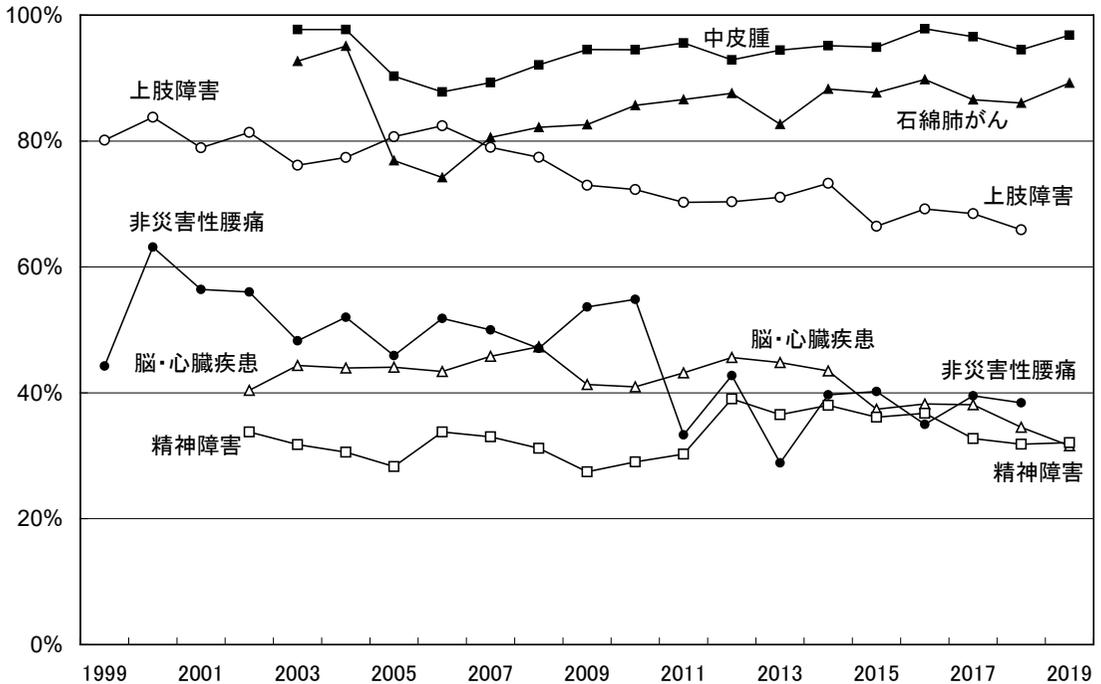
「非災害性腰痛」の認定率は、2000年度に60%を超えた後、50%前後で推移してきたが、2011年度に大きく減少した後、40%以下で動揺している。

公表件数と補償件数を比較すると(表2-1から表2-4参照)、「災害性(負傷による)腰痛(一-1)」は公

主な職業病の認定件数の推移



主な職業病の認定率の推移



労働安全衛生をめぐる状況

業種	事業場数	労働者数	新規受給者数	死亡者数	重大災害件数	死傷者数	業務上疾病数
	2018年度末		2018年度	2018年(暦年)			
製造業	12.6%	14.6%	20.3%	20.1%		21.9%	18.8%
建設業	23.4%	8.9%	8.9%	34.0%		12.1%	8.0%
運輸業	2.6%	4.9%	7.0%	18.3%		15.4%	14.9%
鉱業	0.1%	0.0%	0.1%	0.2%		0.2%	0.4%
農林水産業	2.6%	0.8%	2.2%	5.5%		3.4%	2.1%
その他	58.7%	70.7%	61.6%	21.9%		47.2%	55.8%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%		100.0%	100.0%
実数	2,851,699	59,567,292	686,513	909		127,329	8,684

表件数のほうが1～2千件も多い。「異常温度条件による疾病(二-4)」、「その他の物理的因子による疾病(二-6)」、「その他の身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する疾病(三-5)」、「その他業務に起因することの明らかな疾病(十一)」でも系統的に、「化学物質による疾病(四-2)」や「細菌、ウイルス等の病原体による疾病(六)」では部分的に、公表件数が補償件数を上回っている。これは、使用者が職業病と判断して死傷病報告を届け出たにも関わらず、労災補償請求手続がなされていないか、請求手続がなされたにもかかわらず認定されていないことを意味すると思われ、問題である。

反対に、「腰痛以外の負傷による疾病(一-2)」、「騒音による耳の疾病(二-2)」、「重激業務(三-1)」、「振動障害(三-3)」、「職業がん(七)」、「脳・心臓疾患等(八)」、「精神障害等(九)」では、系統的に補償件数が公表件数を(大きく)上回っている。退職後に発病したものは後者に含まれないとしても、それだけでは説明できない乖離がある。

なお、2018年(度)は、猛暑による熱中症の増加が著しいことがさわだった特徴である。

参考として、各種統計の業種別内訳を、別掲一覧表にして示した。

● 労働者の健康状況等

労働者の健康状況全般については、定期健康診断受診者のうちの有所見率が、1990年の23.6%から2018年の55.5%へと経年的に増加し続けている(表3-1)。項目別の有所見率では、血圧、貧血、血中脂質検査、血糖検査、心電図検査で経年的な増加傾向が認められる(表3-2)。

警察庁によれば、自殺者が2011年まで14年連続で3万人を超えた後、2012年27,858人→2013年27,283人→2014年25,427人→2015年24,025人→2016年21,897人→2017年21,321人→2018年20,840人→2019年20,169人と減少している。そのうち「被雇用者・勤め人」が7,272→7,421人→7,164人→6,782人→6,324人→6,432人→6,447人→6,202人(27%弱～30%)、「勤務問題」が原因・動機のひとつとなっているものが2,323→2,472人→2,227人→2,159人→1,978人→1,991人→2,018人→1,949人(全体の8～10%)という状況である。

「労働安全衛生に関する調査」が厚生労働省のホームページに掲載されている(<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/list46-50.html>)。

ここでは、「労働者健康調査」、「労働災害防止対策等重点調査」、「労働安全衛生基本調査」、「建設業労働災害防止対策等総合実態調査」、「技術革新と労働に関する実態調査」が「廃止した調査」とされている。例えば、5年ごとに実施されていた「労働者健康調査」では、自分の仕事や職業生活に関して「強い不安、悩み、ストレスがある」とする労働者の割合が、1992年57.3%→1997年62.8%→2002年61.5%→2007年58.0%→2012年60.9%と推移してきていた。

「労働安全衛生調査(実態調査)」(2013・15・16・17・18年)と「労働安全衛生調査(労働環境調査)」(1996・2001・06・14年)のみが継続されている模様である(一部、廃止された調査から継続する内容も含んでいる)。

「労働安全衛生調査(実態調査)」の労働者調査では、現在の仕事や職業生活に関して「強い不

安、悩み、ストレスがある」労働者の割合-2013年52.3%。以後質問が若干変わり、「強いストレスとなっていると感じる事柄がある」-2015年55.7%<2016年59.5%>2017年58.3%>2018年58.0%。

「職場で受動喫煙がある」労働者の割合（「ほとんど毎日」と「ときどきある」の合計）-2013年47.7%>2015年32.8%<2016年34.7%<2017年37.3%>2018年28.9%。

「労働安全衛生調査（実態調査）」の事業所調査は、内容がかなり変わってしまっていて、いまま継続的に追えるのは、以下を実施または取り組んでいる事業所の割合くらいで、以下のとおりである。

- ・メンタルヘルス対策-2013年60.7%>2015年59.7%>2016年56.6%<2017年58.4%<2018年59.2%
- ・リスクアセスメント-2013年60.7%>2015年47.5%>2016年46.5%>2017年45.9%
- ・ストレスチェック-2013年26.0%>2015年22.4%<2016年62.3%<2017年64.3%>2018年62.9%（ストレスチェックの活用状況も調査）
- ・受動喫煙防止対策-2013年85.6%<2015年87.6%>2016年85.8%>2017年85.4%<2018年88.5%（禁煙・分煙状況等も調査）
- ・傷病を抱えた労働者が治療と仕事を両立できるような取組-2017年46.7%<2018年46.7%
- ・化学物質を取り扱う際のリスクアセスメントをすべて実施：安衛法第57条該当化学物質-2017年52.8%>2018年29.2%（製造・譲渡・提供時のGHSラベル表示・SDS交付、また安衛法第57条非該当化学物質についても調査）

メンタルヘルス不調により1か月以上休業または退職した労働者がいる事業所の割合は2013年以降、長時間労働をして医師による面接指導の申し出があった労働者がいる事業所及びその実施状況、鉛、有機溶剤、特定化学物質、石綿等、放射線、粉じん別の有害業務の有無及び特殊健康診断、じん肺健康診断の実施状況は、2015年以降、継続して調査しており、2018年調査には、産業医の選任、安全衛生管理の水準も含まれている

「労働安全衛生調査（労働環境調査）」のほうはやや系統的であり、事業所調査-①有害業務、

②作業環境測定、③じん肺健康診断、③化学物質のSDS等、労働者調査-①有害業務、②有機溶剤、③化学物質、ずい道・地下鉄工事現場調査-①粉じん抑制対策、②作業環境測定について継続的に追えるが、それでも2014年調査はそれ以前とけっこう違ってしまっている。

なお、「心理的な負担の程度を把握するための検査実施状況」のページができて、現在2017年と2018年の分のデータが提供されている（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_01674.html）。

また、平成28年版以降毎年、「過労死等防止対策白書」が公表されるほか、「過労死等防止対策に関する調査研究」の成果も公表されるようになっている（<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000053725.html>）。

2. 労働安全衛生対策

● 労働災害防止計画

2018年2月28日に、2018～2022年度を対象期間とする第13次労働災害防止計画が策定され、以下の「全体目標」が掲げられた。[]内は、2020年5月27日に公表された2019年の労働災害発生状況に基づく達成状況である。

- ① 死亡災害については、2017年と比較して、2022年までに労働災害による死亡者数を15%以上減少させる[13.6%減少]
- ② 死傷災害（休業4日以上）については、2017年と比較して、2022年までに5%以上減少させる[4.3%増加]

また、死亡災害減少の重点業種別目標として、建設業、製造業、林業について15%以上減少[各々16.7%減少、11.9%減少、17.5%減少]、死傷災害減少の重点業種別目標として、陸上貨物運送事業、小売業、社会福祉施設、飲食店について5%以上減少が掲げられた（「業種間の労働推移を考慮して千人率で設定」することとされた）[各々1.8%増加、3.9%増加、10.1%増加、1.4%増加]。

全体目標・重点業種目標以外の目標としては、仕事上の不安等について相談先が職場にある労働

労働安全衛生をめぐる状況

者の割合90%以上、メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合80%以上、ストレスチェック結果を集団分析しその結果を活用した事業場の割合60%以上、危険有害性化学物質についてラベル表示と安全データシート（SDS）の交付を行っている化学物質譲渡・提供者の割合80%以上、第三次産業・陸上貨物運送事業の腰痛による死傷災害5%以上減少、職場での熱中症による死亡災害5%以上が掲げられたほか〔以上については前項の記述も参照〕、以下の8項目が重点事項とされた。

- ① 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進
- ② 過労死等の防止等、労働者の健康確保対策の推進
- ③ 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進
- ④ 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進
- ⑤ 化学物質等による健康障害防止対策の推進
- ⑥ 企業・業界単位での安全衛生の取組の強化
- ⑦ 安全衛生管理組織の強化及び人材育成の推進
- ⑧ 国民全体の安全・健康意識の高揚等

● 働き方改革関連一括法案の成立

2018年6月29日に成立した「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」により、以下を含めた労働基準法による労働時間制度の見直しのほか、労働安全衛生法等が改正された。

- ① 時間外労働の上限規制の導入（月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別の事情がある場合年720時間、単月100時間未満、複数月平均80時間を限度）
- ② 月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率（50%以上）の中小企業への猶予措置の廃止
- ③ 一定日数の年次有給休暇の確実な取得（10日以上付与される労働者に対し、5日について毎年時季を指定して付与）
- ④ 労働時間の状況の把握の実効性確保（労働安全衛生規則で使用者の現認や客観的な方法による把握を原則とすることを規定）
- ⑤ フレックスタイム制の清算期間の上限を1か月から3か月に延長

- ⑥ 特定高度専門・成果型労働制（高度プロフェッショナル制度）の創設（労働時間、休日、深夜の割増賃金等の規定の適用除外）

法案審議過程で撤回された裁量労働制対象業務の拡大については、あらためて検討会を立ち上げて検討するものとされ、2018年9月20日から裁量労働制実態調査に関する専門検討会が開催されている。

労働安全衛生法改正の主な内容は、以下のとおりである。

- ① 労働時間の状況の把握義務の新設
- ② 医師による面接指導の拡大（長時間労働者が100時間超から80時間超に改正されるとともに、100時間超研究開発業務従事者、100時間超高度プロフェッショナル制度対象者が追加され、ストレスチェックによる高ストレス者も含めると、4種類になった）
- ③ 産業医・産業保健機能の強化（権限の付与、必要な情報の提供、安全衛生委員会への報告、業務内容の周知等）
- ④ 労働者の心身の状態に関する情報の適切な取扱い（2018年9月7日に「労働者の心身の状態に関する情報の適切な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」を策定）

改正労働基準法のほうで、限度時間超長時間労働者、研究開発業務従事者、高度プロフェッショナル制度対象者に対する「健康福祉確保措置」が規定され、選択的措置「医師による面接指導」等があげられていることにも注意が必要である。

上記の労基法・安衛法改正はすべて、2019年4月1日に施行されており、厚生労働省は「『働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律』の実現に向けて」のページをつくっている（<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322.html>）。

● しわ寄せ防止総合対策の策定

厚生労働省は2019年6月26日、中小企業庁、公正取引委員会とともに、「大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への『しわ寄せ』防止のための総合対策」（しわ寄せ防止総合対策）

を策定した。2020年4月からの中小企業への時間外労働の上限規制の適用に向け、緊密な連携を図りながら取り組みを実施していきとしている。2019年11月が「しわ寄せ防止キャンペーン月間」とされ、特設ページも開設されている (https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/shiwayoseboushi/)。

● トラック運転手の長時間労働改善

貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律により、トラックドライバーの働き方改革を進め、コンプライアンスが確保できるよう、荷主の配慮義務、荷主に対する国土交通大臣による働きかけ等の規定が新設されたが、これらの荷主関連部分については2019年7月1日から施行された。

関連して同年9月9日に「トラック運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト」が開設され (<https://driver-roudou-jikan.mhlw.go.jp/>)、同年12月20日には、荷主企業・トラック運送事業者向け自己診断ツール等のコンテンツが追加された。

2020年5月29日には、「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」の「建築資材物流編」、「紙・パルプ(家庭紙分野)」、「紙・パルプ(洋紙・板紙分野)」、「加工食品物流編」が公表された。各々2018年に設置された関係懇談会での検討を踏まえたものだが、懇談会の情報やガイドラインは国土交通省のウェブサイトに掲載され、2016・17年度のパイロット事業については、厚生労働省ウェブサイトにも情報がある。

● ハラスメント防止対策

労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法等も改正する女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律が、2019年5月29日に成立、6月5日に公布された。

改正労働施策総合推進法により、「職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの」と定義されたパワーハラスメント「によりその雇用する労働者の就業環境が害されることのないよう、当該

労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じ」ることが事業主の義務とされた。

2020年1月15日に「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」(労働省告示第5号)が策定され、2020年6月1日から施行された。中小企業については当面努力義務にとどめ、2022年4月1日から義務化される。

男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法においても、セクシャルハラスメントや妊娠・出産・育児休業等に係る規定が一部改正され、いままでの職場でのハラスメント防止対策の措置に加えて、相談したこと等を理由とする不利益取扱いの禁止や国、事業主及び労働者の責務が明確化等が定められた。施行期日は上記と同じである。

厚生労働省は「職場におけるハラスメントの防止のために(セクシュアルハラスメント/妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント/パワーハラスメント)」のページをつくっている (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku06/index.html)。

国際労働機関 (ILO) は、2019年6月の第108回総会において「労働の世界における暴力及びハラスメントに関する条約 (第190号) ・勧告 (第206号) 及び決議」を採択、ILO駐日事務所は同条約・勧告の日本語訳文を提供している (<https://www.ilo.org/tokyo/standards/lang-ja/index.htm>)。

● 賃金請求権の消滅時効期間等の改正

2019年12月27日に労働政策審議会建議「賃金等請求権の消滅時効の在り方について」が公表され、これを受けて、①労働者名簿等の書類の保存期間を5年間に延長 (現行3年間)、②付加金の請求を行うことができる期間を違反があった時から5年に延長 (現行2年)、③賃金請求権の消滅時効期間を5年間に延長 (現行2年間) するとともに、消滅時効の起算点が請求権を行使することができる時であることを明確化する、④ただし当分の間はいずれも3年 (間) とするという、労働基準法の一部改正が2020年3月27日に成立、4月1日から施行された。

労働安全衛生をめぐる状況

● 労働安全衛生マネジメントシステム指針改正

2019年7月1日に「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」が改訂された（令和元年労働省告示第54号）。1999年の制定、2006年の改訂に次ぐもので、2018年3月の労働安全衛生マネジメントシステムに係る国際規格（ISO45001）の出版及び同年9月の日本工業規格（JIS Q 45001等）の制定を踏まえたものとされる。厚生労働省のウェブサイト、「労働安全衛生マネジメントシステムについて」のページがつけられている（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05821.html）。

● 受動喫煙防止ガイドラインの策定

2018年に改正された健康増進法が2019年1月24日から順次施行されていることを受けて、2019年7月1日付け基発0701第1号によって、「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」が策定された。厚生労働省のウェブサイト、「職場における受動喫煙防止対策について」のページがつけられている（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/enzen/kitsuen/index.html）。

● 情報機器作業ガイドラインの策定

2019年7月12日付け基発0712第2号によって、「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」が策定された。2002年4月5日付け基発第0405001号により「VDT作業における労働衛生管理のためのガイドライン」が策定されてから、17年ぶりの改訂である。「職場における労働衛生対策について」のページに「情報機器作業」関連資料も置かれている（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/enzen/anzeneisei02.html）。

● エイジフレンドリーガイドラインの策定

2020年1月17日に「人生100年時代に向けた高年齢労働者の安全と健康に関する有識者会議報告書」が公表され、これを踏まえて同年3月16日に「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライ

ン」（エイジフレンドリーガイドライン）が公表された。厚生労働省は、ガイドラインの普及のための周知セミナーや関係機関・団体による中小企業に対する個別コンサルティング、中小企業事業者に対する補助事業（エイジフレンドリー補助金（競争的間接補助金））などの各種支援によって、高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりを推進していくとしている。同省のウェブサイト「高年齢労働者の安全衛生対策について」のページをついている（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/enzen/newpage_00007.html）

● 労働者の健康保持増進指針の改訂

第13次労働災害防止計画で、2017年策定の「スポーツ基本計画と連動した事業場における労働者の健康保持増進のための指針 [1988年策定、後3回改訂] の見直しを検討するなど、運動実践を通じた労働者の健康増進を推進する」とされたことを受けて、2020年3月31日付けで同指針が改訂された。①従来の労働者「個人」から「集団」への視点を強化、②健康保持増進措置の内容を規定するものから取組方法を規定する指針への見直し等を行ったものとされている。

● COVID-19の労働安全衛生対策

厚生労働省は2020年2月21日に初めて「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取り組みについて」経済団体に対して要請を行い、3月23日に、3月31日、4月17日、5月15日と、労働組合等も追加しながら、要請を重ねてきた。「チェックリスト」や企業（労務の方）及び労働者向け「Q&A」も示されているが、「安全衛生対」という項目自体が建てられていない。なお、4月17日に要請で初めて労働者死傷病報告書についてふれ、5月15日に専用のリーフレットも示した。

● 「安全帯」から「墜落制止用器具」に

建設業等の高所作業において使用される安全帯を「墜落制止用器具」に変更するとともに、「フルハーネス型」の使用を原則とし、安全衛生特別教

育が必要等とする改正労働安全衛生法施行令・施行規則等が2019年2月1日に施行された。これに合わせて、2018年6月22日に「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」、また、2019年1月25日には「安全帯の規格」を全面改正した「墜落制止用器具の規格」が策定された。2020年1月9日には、早期のフルハーネス型への買換え等を普及啓発することを目的として、PR動画「愛のハーネス」が公開されている。

● 伐木作業等労働災害防止対策の強化

2018年3月6日公表の「伐木等作業における安全対策のあり方に関する検討会報告書」を踏まえて、伐木及びかかり木の処理及び造材の作業における危険並びに車両系木材伐出機械を用いた作業による危険等を防止するため、事業者が講ずべき措置等について労働安全衛生規則が改正され、2019年8月1日に施行された。合わせて、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」、「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」が改正されている。「伐木作業・林業における安全対策」のページがある(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000207439_00003.html)。

● 電気期自動車整備業務の特別教育

2019年4月26日に「電気自動車等の整備業務に必要な特別教育のあり方に関する検討会報告書」が公表され、特別教育の対象業務に電気自動車等（対地電圧が50ボルトを超える低圧の蓄電池を内蔵する自動車）の整備の業務を規定する労働安全衛生規則の一部改正が行われ、同年10月1日に施行された。

● 安全衛生関係報告書類の入力支援

厚生労働省は、「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」を、2019年12月2日から開始した。これは、オンライン申請・届出を可能にするものではないが、安全衛生関係の報告書類がインターネット上で作成できるようになった(<https://www.chohyo-shien.mhlw.go.jp/>)。

3. 化学物質管理対策等

● 政省令・指针对象物質の追加

発がん物質等は特定化学物質等障害予防規則等による特別規制の対象とされているが、この対象の追加については、①有害物曝露作業報告（労働安全衛生規則第95条の6）を活用して、②国が曝露評価と有害性評価をもとにリスク評価（初期リスク評価及び詳細リスク評価）を行い、③リスクが高い作業等については特別規則による規制等の対象に追加するという仕組みがつけられている。厚生労働省は「職場における化学物質のリスク評価」のページを開設(<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000113892.html>)。また、厚生労働省「職場のあんぜんサイト」に「リスク評価実施物質」のページがある(<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/ankgc09.htm>)。

2020年3月12日に公表された「2019年度化学物質のリスク評価検討会報告書」は、16物質について「初期リスク評価」を行った結果、8物質-2-クロロフェノール、メタクリル酸メチル、2-ブテナール、しょう脳、チオ尿素、テトラメチルチウラムジスルフィド（別名チウラム）、1-ブロモプロパン、メタクリル酸2,3-エポキシプロピル-については「詳細なリスク評価」、2、4-ジクロロフェノキシ酢酸については「経気道からのばく露によるリスクは低いと考えられるが、経皮吸収が指摘されている物質であることから、経皮吸収の観点も含め、リスク評価を確定させるべき」、また、3物質について「詳細リスク評価」（経気道ばく露に関する中間報告）を行った結果、アセトニトリルと塩化アリルについて「経気道ばく露のリスクは高いものと考えられることから、健康障害防止措置の検討を行うべきである（経皮吸収の観点も含めたりリスク評価は別途必要）」とした。

特別規則の対象以外であっても、厚生労働大臣は、がんその他の重度の健康障害を労働者に生ずるおそれのある化学物質を製造・取り扱う事業者が当該化学物質による労働者の健康障害を

労働安全衛生をめぐる状況

防止するための指針（がん原性指針）を公表するものとされ（法第28条第3項）、厚生労働省「職場のあんぜんサイト」に「がん原性に係る指針対象物質」のページがつけられている（<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/ankgc05.htm>）。

さらに、2019年6月25日付け基発0625第4号によって、既存化学物質のうち2物質について、学識経験者から強度の変異原性が認められる旨の意見を得て、2003年5月17日付け基発第312号の3の別添1「変異原性が認められた化学物質による健康障害を防止するための指針」の適用対象に追加するとともに、1物質を除外した。また、2019年11月22日付け基発1122第9号によって、事業者からの届出のあった新規化学物質773物質のうち28物質、2019年12月17日付け基発1217第2号によって、773物質のうちからさらに2物質が追加された。これらによって、同指針の対象となる化学物質の数は、届出物質1,010、既存化学物質237、合計1,247となっている。厚生労働省「職場のあんぜんサイト」に「強い変異原性が認められた物質」のページがある（<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/ankgc02.htm>）。

● オルトトルイジン健康管理手帳交付対象

健康管理手帳の交付対象なる業務にオルトトルイジン製造・取扱業務を追加する（要件は5年以上従事）、労働安全衛生法施行令・労働安全衛生規則の改正が行われ、2019年4月10日に公布・施行された。

● 特定有機粉じん健康障害の防止対策

2019年4月15日に公表された「架橋型アクリル酸系水溶性高分子化合物の吸入性粉じんの製造事業場で発生した肺障害の業務上外に関する検討会報告書」を受けて、同日、「特定の有機粉じんによる健康障害の防止対策の徹底について」（基安労発0415第1号/基安化発0415第1号/基補発0415第1号）が示された。この新たな呼吸器疾患は2017年に確認されたものである。（14頁も参照）

● 塩基性マンガンと溶接ヒューム

塩基性酸化マンガンと溶接ヒュームを特定化学物質（第2物質）に加えて、作業主任者の選任、作業環境測定（溶接ヒュームに係る屋内作業場は除く）、健康診断等を義務づける、労働安全衛生法施行令、特定化学物質障害予防規則、作業環境測定法施行規則の一部改正が行われ、2021年4月1日から施行される予定である。

● 化学物質特殊検診項目の見直し

労働安全衛生法に基づく特定化学物質障害予防規則、有機溶剤中毒予防規則等が制定されてから40年以上が経過するなかで、労働安全衛生法における特殊健康診断等に関する検討会での検討を踏まえ、化学物質取扱業務従事者に係る特殊健康診断の健診項目を見直す労働安全衛生規則等の一部改正が行われ、2020年7月1日から施行される。

● 個人サンプラーによる作業環境測定の導入

作業環境測定に個人サンプリング法を導入するための作業環境測定法施行規則の一部改正が行われ、2020年1月27日に公布、2021年4月1日施行の予定である。関係告示－作業環境測定基準、作業環境評価基準、作業環境測定士規程も改正され、2020年2月17日には「個人サンプリング法による作業環境測定及びその結果の評価に関するガイドライン」も策定された。これは、2018年11月6日に公表された「個人サンプラーを活用した作業環境管理のための専門家検討会報告書」を受けたものである。

● トンネル建設工事の粉じん測定方法等

2020年1月30日に「トンネル建設工事の切羽付近における作業環境等の改善のための技術的事項に関する検討会報告書」が公表され、これを受けて粉じん濃度測定方法を改正し、その結果に基づく換気装置の風量の増加等の措置や、有効な電動ファン付き呼吸用保護具を労働者に使用させること等を事業者に義務づける粉じん障害防止規則等の改正が行われ、2021年4月1日以降施行される。

● 化学物質管理のあり方検討会

第13次労働災害防止計画では、「国際的な動向も踏まえ、化学物質の危険性又は有害性等に関する情報提供の在り方や、化学物質による健康障害の発生が疑われる事案を国が把握できる仕組みの検討が必要な状況にある」とされた。2019年9月2日から開催されている「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会」はこれに対処するものと考えられたが、これまでのところ後者の課題は取り上げられていない模様である。

● アスベスト対策

「建築物の解体・改修等における石綿ばく露防止対策検討会」が2020年1月6日に中間取りまとめ、4月14日に最終報告書を公表した。これを受けて、①事前調査の方法の明確化と実施者の要件の新設、②分析調査実施者の要件の新設、③事前調査・分析調査結果の記録の保存(3年間)、④計画届の対象拡大、⑤事前調査結果等の届出制度の新設、⑥作業に係る措置の強化(要負圧作業、ケイ酸カルシウム板・仕上塗材、その他)、⑦事前調査結果・作業実施記録の概要の40年間保存、作業実施状況の写真等による記録等の3年間保存、⑧発注者による配慮等を定めた石綿障害予防規則の改正が行われ、2020年10月1日以降(大部分は2021年4月1日)施行される。

なお、①すべての石綿含有建材を規制対象、②事前調査の方法の明確化と元請業者に石綿含有建材の有無にかかわらず事前調査結果を都道府県知事への報告、記録の作成・保存義務づけ、③隔離等の飛散防止措置を講じずに吹付け石綿等を除去した者等に対する直接罰の導入、④元請業者に作業結果の発注者への報告や作業記録の作成・保存義務づけ等の大気汚染防止法の改正が2020年5月29日に成立している。

● 原子力災害関係等

出入国管理法改正による在留資格「特定技能」の創設を受けて、福島第一原発に特定技能外国人労働者を導入する計画が具体化。問題視するマスコミ報道があり、厚生労働省は2019年5月21日に「東京電力福島第一原子力発電所における外

国人労働者に対する労働安全衛生の確保の徹底について」を発出し、東京電力は、当面の間、発電所での特定技能外国人労働者の就労は行わないことにすると発表した。

4. 労災補償対策

● 複数事業労働者に係る労災保険法改正

労働政策審議会は、2019年12月23日に労働条件分科会報告「複数就業者に係る労災保険給付等について」建議し、12月20日には職業安定分科会雇用保険部会報告も取りまとめた。これを受けて、雇用保険法等の一部を改正する法律が2020年3月31日に成立した。労災保険法の改正内容は、複数事業に使用される労働者の複数の事業の業務を要因とする傷病等に関する保険給付を新設するもので、複数事業の賃金を合算した額を基礎とした給付が受けられるとともに、脳・心臓疾患、精神障害等については複数事業における業務上の負荷を総合評価して労災認定されることになる。改正法の施行日は2020年9月1日とされ、「脳・心臓疾患の労災認定の基準に関する検討会」及び「精神障害の労災認定の基準に関する検討会」において認定方法について検討されている。

● 毎月勤労統計不適切調査の影響

毎月勤労統計の不適切調査が発覚して、大きなスキャンダルになった。同調査の平均給与額の変動を基礎としてスライド率等を算定している労災保険制度等における給付額にも影響が生じ、厚生労働省はウェブサイトの特設ページを設けて (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_03463.html)、2019年差額相当分の「追加給付」等に追われた。

● 介護(補償)給付額の引上げ

全国脊髄損傷者連合会の重なる見直し要請を受けて2017年に実施された「労災保険の介護(補償)給付に関する状況調査」の結果を踏まえて、同制度創設から22年ぶりに、介護(補償)給付の最高限度額・最低保障額を引き上げる労災保険法

労働安全衛生をめぐる状況

施行規則改正が行われ、2019年4月1日から施行された。最高限度額は特別養護老人ホームの介護職員の平均基本給を、最低保障額は最低賃金の全国加重平均額を参考に各々定期的に見直されることとなり、2019年度もこれによって改正された。

● 受付窓口のワンストップ化

労働保険関係成立届について、対象事業の事業主が、健康保険法及び厚生年金保険法上の「新規適用届」または雇用保険法上の「適用事業所設置届」と併せて提出しようとする場合に、年金事務所、労働基準監督署またはハローワークにおいて受け付けることができるものとする、労働保険保険料徴収法施行規則の改正が行われ、2020年1月1日に施行された。概算保険料申告書についても、同様に、年金事務所、労働基準監督署またはハローワークで受け付けることができる。

● 特定有機粉じんによる肺障害

2018年10月3日からはじまった「架橋型アクリル酸系水溶性高分子化合物の吸入性粉じんの製造事業場で発生した肺障害の業務上外に関する検討会」は2019年4月19日に、胸部画像所見で「両側上葉優位の分布」、「気道周囲の間質性陰影」といった特徴的な所見が認められる呼吸器疾患はアクリル酸系ポリマーの吸入性粉じん曝露業務が相対的に有力な原因となって発症した蓋然性が高いとする報告書をまとめた。これにより、請求のあった5件も労災認定された。(12頁も参照)

● 化学物質MOCAによる膀胱がん

上記より先に発覚した化学物質MOCAによる膀胱がんについては、多発事業所が確認されているにもかかわらず、労災申請がなされていなかったが、ようやく申請例がでて、2020年3月24日から「芳香族アミン取扱事業場で発生した膀胱がんの業務上外に関する検討会」による検討がはじまった。

● COVID-19の労災認定

厚生労働省は2020年2月3日に基補発0203第1号「新型コロナウイルス感染症に係る労災補償業務

の留意点について」、4月28日に基補発0428第1号「新型コロナウイルス感染症に係る労災補償における取扱いについて」を発し、労災請求件数等も公表・更新するようになった。

● 電離放射線障害

厚生労働省の「電離放射線障害の業務上外に関する検討会」は、2020年3月19日に「脳腫瘍と放射線被ばくに関する医学的知見」を公表した。

● 精神障害労災認定基準の見直し

厚生労働省は2020年5月15日に「精神障害の労災認定の基準に関する専門検討会報告書」を公表し、これを受けて5月29日付けで「心理的負荷による精神障害の労災認定基準の改正」を行った(基発0529第1号)。これは、6月1日施行のパワーハラスメント防止対策法制化に合わせ、「パワーハラスメント」の出来事を「心理的負荷評価表」に追加したもの。

同検討会は、「複数業務要因災害における精神障害の認定について」検討するとともに、「最新の医学的知見を収集した上で、有識者検討会において、認定基準全般の検討を行う予定」。2020年度には、「ストレス評価に関する調査研究(ライフイベント調査)等の収集予定」である。

● 脳・心臓疾患労災認定基準の見直し

「脳・心臓疾患労災認定の基準に関する専門検討会」は、「複数業務要因災害における精神障害の認定について」検討するとともに、2020年度に「認定基準全般の検討を行う予定」。2018年度「労働時間以外の負荷要因と脳・心臓疾患の発症に関する医学文献の収集」、2019年度の「労働時間又は睡眠時間と脳・心臓疾患の発症に関する医学文献の収集」で得られた医学的知見等を踏まえた検討とされている。

● 二次健康診断等給付の検診費用の額等

厚生労働省は2020年5月29日に「労働者災害補償保険法における二次健康診断等給付の健診費用の額等のあり方に関する検討会報告書」を公

表した。厚生労働省では、この報告書を参考に、労働基準局長通達で定める労災保険二次健康診断等給付担当規程等の改正を予定している。

● 化学物質による疾病リストの見直し

2018年11月30日の「労働基準法施行規則第35条専門検討会報告書」を受けて、労働基準法施行規則別表第1の2第4号の1の物質等の検討を行う同検討会「化学物質による疾病に関する分科会」の作業が2019年7月19日から始まり、2019年度中に取りまとめの予定だったが遅れている。

● 特別加入制度の見直し

前出2019年12月23日の労働政策審議会建議は、「特別加入の対象範囲や運用方法等について、適切かつ現代に合った制度運用となるよう見直しを行う必要がある」とされ、労働条件分科会労災保険部会で検討が行われている。厚生労働省は2020年6月29日、「『労災保険制度における特別加入制度の対象範囲の拡大』を検討するにあたり、国民の皆さまからの提案・意見を募集します」と発表。これは、「雇用類似の働き方に係る論点整理等に関する検討会」（2019年6月28日に「中間整理」公表）や「全世代型社会保障検討会議」（2020年6月25日に第2次中間報告取りまとめ）等における検討とも連動している。

5. 労働災害・職業病の統計データ

● 労働災害の総件数

労働災害の総発生件数として公表されているデータは、今のところ存在していない。

労働者死傷病報告書は、「労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は4日以上休業したとき」に、「遅滞なく」、所轄労働基準監督署長に提出しなければならないとされている。また、「休業3日以内」のものは、3か月分をまとめて提出しなければならない（労働安全衛生法施行規則第97条）。しかし、これに基づく

「休業3日以内」のデータは公表されていない。

2007年8月7日に公表された総務省行政評価局の「労働安全衛生等に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」が、「休業4日未満の労働災害に関する労働者死傷病報告について、当該データの集計・分析や公表を行うなど、その利用を促進すること」という所見を示し、厚生労働省が2008-09年度に委託した「行政支援研究：休業4日以上と4日未満の死傷災害の比較」研究報告書が、労働者死傷病報告書の様式改善の提案も示して、「休業4日未満労働災害データは、今後の労働災害防止対策の検討に有用である」と結論付けているにもかかわらず、具体的な対応はなされていない。

なお、死傷病報告書の対象には、労災非適用事業に係るものも含む一方で、労災保険給付の対象となる通勤災害や退職後に発症した職業病、労働者ではない労災保険特別加入者に係る死傷病等は含まれない。

本誌では、労働災害の総件数に代わる数字として、「労災保険事業年報」による労災保険新規受給者数を紹介している（表1(20頁)参照）。

「労災保険事業年報」は、2005年度分以降、厚生労働省ホームページ（統計情報・白書>各種統計調査>厚生労働統計一覧>労働者災害補償保険事業年報、<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/138-1.html>）に掲載されている（当初は概況等のみで、2015年度分以降は全文を掲載）。

また、毎年7月第1週の全国安全週間に向けて中央労働災害防止協会から発行されている『安全の指標』が1999年度版から、労災保険新規受給者数のデータを掲載するようになったが、そこで紹介されているのは業務災害分だけで、本誌では、業務災害と通勤災害の合計数を紹介している。「労災保険事業年報」に業務災害と通勤災害の内訳が示されるようになったのは、2000年度版以降のことで、1999年12月21日に旧総務庁行政管理局が旧労働省に対して行った「労災保険業務に関する行政監察結果に基づく勧告・通知」のなかで、「労災保険財政に係る情報開示について…国民にわかりやすい形で公表すること」とされたのを受けて、「労災保険事業年報」の厚さが以前の2倍

労働安全衛生をめぐる状況

分類 大 小 CODE	疾病分類項目	年度別労災補償状況										
		2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	
	負傷(負傷を伴わない事故を含む。)	112,478	114,135	114,443	114,719	111,422	114,171	112,539	112,816	123,162	119,574	
01	骨折	57,019	58,223	59,032	59,843	58,916	60,997	59,676	60,414	61,557	64,462	
02	切断	3,817	3,918	3,886	3,720	3,578	3,496	3,420	3,344	3,150	3,188	
03	関節の障害(捻挫、亜脱臼及び転位を含む。)	16,570	16,802	17,062	17,290	16,862	16,867	17,427	17,356	17,892	18,865	
04	打撲傷(皮膚の剥離、擦過傷、挫傷及び血腫を含む。)	16,936	17,070	16,585	16,762	15,117	16,429	15,937	16,165	16,465	17,185	
05	創傷(切作、裂創、刺創及び挫減創を含む。)	13,905	13,794	13,842	13,245	13,112	12,730	12,432	11,752	11,630	12,060	
06	外傷性の脊椎損傷	590	665	655	630	665	652	646	608	650	622	
07	頭頸部外傷症候群(いわゆる「むちうち症」)	332	361	390	429	405	371	398	376	372	368	
08	火傷(高熱物体を取り扱う業務による火傷を除く。)	2,445	2,441	2,558	2,526	2,513	2,477	2,441	2,416	2,450	2,427	
12	01から08までに掲げるもの以外の負傷又は負傷を伴わない事故(感電、溺水、窒息等)	864	861	433	274	254	152	162	385	352	397	
	疾病「補償件数」(表4参照)	8,862	9,457	9,176	9,143	8,872	9,141	8,574	8,512	8,644	9,170	
	負傷+疾病合計「補償件数」	120,528	123,592	123,619	123,862	120,294	123,312	121,113	121,328	131,806	128,744	

以上になってからのことである。

● 死亡災害・重大災害

「死亡災害発生状況」については、2012年までは5月頃に「前年における死亡災害・重大災害の発生状況」として公表されていたが、2014年からは「前年の労働災害発生状況」として死亡災害、死傷災害、重大災害を合わせて公表するようになった(なぜか2017年から重大災害がなくなり、死亡災害と死傷災害だけになってしまっている)。2020年は5月27日に公表されている。

厚生労働省ホームページでは、分野別の政策>雇用・労働>労働基準>安全・衛生>労働災害発生状況・災害事例・安全衛生関係統計>労働災害発生状況で、2007年分からの「労働災害発生状況」統計が入手できるが、2015年分までは死亡災害、死傷災害、重大災害のデータが含まれているものの、2016年以降分には重大災害データが含まれていない(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei11/rousai-hassei/>)。

「死亡災害発生状況」は、『安全の指標』等でも紹介されており、出所は「死亡災害報告より作成」または「安全課調べ」と記載されている。

また、死亡災害に関係する資料としては、労災保険統計の葬祭料・葬祭給付の支給件数を参照することもできる(発生時点ではなく、支給決定時点での集計で、請求の時効が5年であることに留意)。

なお、「重大災害発生状況」は、「重大災害報告より作成」したものとされ、「重大災害」とは、「一時に3人以上の労働者が業務上死傷又は病した災害事故」のことをいう。

● 死傷災害

前述のとおり、2014年から「前年の労働災害発生状況」の一部として公表されるようになっている。

以前は「死傷災害(死亡災害及び休業4日以上の死傷災害)」の出所は、「労災保険給付データ及び労働者死傷病報告(労災非適)より作成」とされてきたが、2012年分以降は、「労働者死傷病報告より作成」に代えられている。「労働者死傷病報告データの方が事故の型別分類等がなされていて、今後の対策に生かせるということで変更した。労働災害防止計画の数値目標等も労働者死傷病報告データによる」とのことである。前出の厚生労働省ホームページの「労働災害発生状況」統計に掲載されているデータも、同様に、2012年分から労働

休業4日以上の死傷者数			
年/ 年度	労働者 死傷病報告 による	労災保険給付データ及 び労働者死傷病報告 (労災非適)による	傷病性質コ ード別労災補 償状況による
	「届出件数」	「公表件数」	「補償件数」
1988	223,470	226,318	
1989	216,118	217,964	
1990	207,581	210,108	
1991	196,803	200,633	
1992	186,532	189,589	
1993	180,575	181,900	
1994	173,517	176,047	
1995	164,998	167,316	
1996	160,712	162,862	
1997	154,489	156,726	
1998	144,838	148,248	
1999	141,055	137,316	
2000	139,974	133,948	
2001	140,149	133,598	
2002	132,339	125,918	142,688
2003	132,936	125,750	142,207
2004	132,248	122,804	139,024
2005	133,050	120,354	138,444
2006	134,298	121,378	140,308
2007	131,478	121,356	140,622
2008	129,026	119,291	134,751
2009	114,152	105,718	120,528
2010	116,733	107,759	123,592
2011	117,958	111,349	123,619
2012	119,576		123,862
2013	118,157		120,294
2014	119,535		123,312
2015	116,311		121,113
2016	117,910		121,328
2017	120,460		131,806
2018	127,329		128,744
2019	125,611		

注：2011年の届出・公表件数は東日本大震災を直接の原因とするもの(届出1,664人、公表2,827人)を除く。

者死傷病報告データに代えられている。

他方、厚生労働省の「職場のあんぜんサイト」(<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/>)の「労働災害統計」の各年の「死傷災害発生状況」のなかの、1988～1998年分の「死傷災害発生状況」のうち起因物別・事故の型別データは、明記はされていないものの「労働者死傷病報告」によるデータであろうと思われる。1999年分以降は「『労働者死傷病報

告』による死傷災害発生状況」とされている。

もうひとつ、情報公開法が施行されて、「職業病統計に関する一切」を開示請求するようになってから全国安全センターが毎年開示させている「傷病性質コード別労災補償状況」の2002年度分以降に、「負傷(負傷を伴わない事故を含む)」データも掲載されるようになった。内容は、前頁表のとおりである(2008年度以前分は省略)。

この「負傷」合計件数に、その後に続く疾病件数(表4(29頁)参照)を合わせた「負傷+疾病」の合計件数が、休業4日以上の死傷災害の「補償件数」であろうと考えられる。

「労働者死傷病報告」によるデータは、素直に考えれば、事業主が届け出た報告の件数をそのまま集計したものであろう(「届出件数」と呼ぶことにする)。それと、2011年以前に公表されてきた「労災保険給付データ及び労働者死傷病報告(労災非適)」による数字(「公表件数」と呼ぶ)、さらに「補償件数」を並べてみると、別掲表のようになる。

補償件数には、労働者死傷病報告書を届け出する必要のない、通勤災害、労災保険特別加入者や退職後の発症・死亡等も含まれる。理屈で考えれば、それらを除いた業務災害分だけの補償件数に労災非適用事業に係る労働者死傷病報告件数を加えたものが公表件数ということになりそうな気がするが、そのような説明がなされたことはない。また、公表件数は、(負傷に限定したとしても)補償件数よりもかなり少なく、そのような事情だけでは説明できそうにない。なお、1999年以降、届出件数が公表件数を上回り(網掛け部分)、実際に届け出られた件数よりも少ない件数しか公表されていない状況が続いていたことになる。

どのような理由で、どのように算定されたのかわからない数字が、長年、死傷災害の公表件数とされ、労働災害防止計画等の数値目標としても用いられてきたということ自体が、実に不可解ではある。

● 業務上疾病

厚生労働省ホームページの、分野別の政策>雇用・労働>労働基準>安全・衛生>労働災害発生状況・災害事例・安全衛生関係統計に、2004年分

以降の「業務上疾病発生状況等調査」へのリンクが設定されるようになった (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09976.html)。報道発表資料のところには掲載がなく、労働基準分野のトピックス一覧の記載から掲載日(6~7月)が確認できていたのだが、2018年分についてはここに掲載がない。

ここにある「業務上疾病発生状況(業種別・疾病別)」は、「暦年中に発生した疾病で翌年3月末までに把握した休業4日以上のもので、出所は「業務上疾病調」と記載されており、全国労働衛生週間(10月1~7日)に向けて中央労働災害防止協会から発行されている『労働衛生のしおり』掲載のものと同じものである。後掲の表2(22頁)及び次頁表では、これを「公表件数」として示している。

どちらも、2014年分以降、「死亡」の内数が示されるようになるとともに、熱中症、脳・心臓疾患等、精神障害、その他の内訳も示されるようになった。

この公表件数がどのように算定されているかも、闇の中であった。以前、情報公開法に基づく開示請求も行って厚生労働省に説明を求めたところ、「公表件数」は、労働者死傷病報告をそのまま集計しているのではなく、例えば、「非災害性」(第3号)として届け出られた「腰痛」を、事情を確認したうえで「災害性」=「負傷による腰痛」(第1号)に振り替え、また、「じん肺及びその合併症」については、届出件数ではなく労災保険給付データを使っている等との説明がなされた。しかし、処理方法を示した文書は存在していないという回答であった。

他方、前出の「職場のあんぜんサイト」には、2004~2009年分について、「労働者死傷病報告」によると明記された「業種別・年別業務上疾病発生状況」データも示されている。2010~2013年分については、「『労働者死傷病報告』による死傷災害発生状況(確定値)」でダウンロードできるエクセル・ファイルのなかに、死亡・休業別内訳も示された「業種別・傷病分類別業務上疾病発生状況」のシートが含まれていたのだが、いつの間にか消されてしまい、2014年分以降も同じである。かつて得られたものも含めて、「労働者死傷病報告」によるデータを「届出件数」と呼ぶことにする。

「補償件数」については、驚くべきことに厚生労働省ホームページには一切掲載されてこなかった。

いつできたのか不明だが、厚生労働省ホームページの、分野別の政策>雇用・労働>労働基準>労災補償>業務上疾病の認定>業務上疾病の労災補償状況調査結果(全国計)のページがつけられ、2017年度分が掲載されていた。現在は2018年度分に代わってしまっているが、継続的公表を期待したい (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/gyoumu_00531.html)。

この調査結果には、第一~十一(2009年分以前は一~九)号別の新規支給決定件数、及び、振動障害、じん肺症等、非災害性腰痛、上肢障害、職業がん、脳血管疾患及び虚血性心疾患、精神障害に係る都道府県別データなどが収録されている。この元となる調査については、毎年度、補償課長から指示が出されており、調査内容は微妙に変化している。2019年度は基発0719第1号「業務上疾病の労災補償状況調査について」で指示され、12月19日付け補償課職業病認定対策室長補佐事務連絡「平成30年度『業務上疾病の労災補償状況調査結果(全国計)』について」で調査結果が通知されている。

全国安全センターは、情報公開法を使って、1999年度分以降毎年度、「業務上疾病の労災補償に係る統計の一切」の開示請求を行っている。実際に開示されるのは、①「業務上疾病の労災補償状況調査(全国計)」、②「傷病性質コード別労災補償状況」(16頁の表(負傷(負傷を伴わない事故を含む))と表4(29頁-業務上疾病)を合わせた内容)、③「都道府県別請求・決定状況確認表」(表5(32頁)の内容、②と同じ「傷病性質コード」によっている)、④「〇年度新規支給決定件数」とだけ題された表6(33頁)の内容、⑤「疾病別都道府県別件数表」(表9(40頁)の内容)である。

「それらが何らかの文書・冊子の一部をなしている場合には、当該文書・冊子等のすべて」を開示請求しているが、毎年開示されている②~⑤は表紙すらない集計表だけである(①は表紙と目次がついている)。

これらのデータは、本誌以外で紹介されることは

業務上疾病			
年/ 年度	労働者 死傷病報告 による	「業務上疾病調」による とされる	傷病性質コ ード別労災補 償状況による
	「届出件数」	「公表件数」	「補償件数」
2002		7,502	9,045
2003		8,055	8,806
2004	7,159	7,609	8,858
2005	7,413	8,226	9,271
2006	7,635	8,369	11,171
2007	8,099	8,684	10,456
2008	8,341	8,874	10,148
2009	6,968	7,491	8,862
2010	8,111	8,111	9,457
2011	7,779	7,779	9,176
2012	7,743	7,743	9,143
2013	7,310	7,310	8,872

ほとんどないと言ってよい。

別掲表に、「届出件数」「公表件数」「補償件数」を並べてみた。2010～2013年分の届出件数と公表件数は同じ数字である（2014年分以降の「届出件数」は得られていない。「公表件数」と「補償件数」については表2-1から表2-4参照）。疾病分類別のデータで比較してみると、2010年は452件、2011年は487件、2012年は373件、業務上の負傷に起因する疾病から非災害性腰痛に振り替えていることが確認できる（2010年分は化学物質等による疾病からその他業務に起因する疾病にも5件振り替え）。2013年分は、「届出件数」として公表される段階ですでに操作が行われているのかもしれない。

なお、厚生労働省は、毎年6月頃に前年度分の「過労死等（以前は「脳・心臓疾患と精神障害」）の労災補償状況」及び「石綿による疾病に関する労災保険給付などの請求・決定状況（速報値）」、12月頃に後者の「確定値」及び「石綿ばく露作業による労災認定等事業場」を公表している。これらは、他と区別して特別の「処理経過簿」の作成を指示して、集計・公表されている職業病である。

なお、厚生労働省ホームページ「安全衛生関係統計・災害事例」には、全般など「労働災害発生状況」、「業務上疾病発生状況調査」、「労働安全衛生特別調査」、「労働災害動向調査」のほか、個別分野「熱中症による死亡災害発生状況」、「酸

素欠乏症・硫化水素中毒による労働災害発生状況」、「石綿の除去作業等に係る計画届及び監督指導等の件数」、「化学物質による労働災害発生状況」、「技能講習の登録機関及び修了者数」、「心理的な負担の程度を把握するための検査実施状況」も掲載されるようになっている。

● 労災保険事業年報

前述のとおり、厚生労働省ホームページ（厚生労働統計一覧）に「労災保険事業月報」及び「労働者災害補償保険事業年報」が掲載されるようになった。これも基本的な統計データであり、全国安全センターでは労災保険法施行以来の事業年報（古いものはコピー）を備え付けている。ホームページ上では、2005～14年度分について「労働者災害補償保険事業の概況」、2015年度分以降については年報の全文がPDFで、また、2009年度分以降について「保険給付等支払状況」がエクセルファイルで入手できるようになっている。

表1（年別全国）及び表8（都道府県別）に示した基本情報は、これらによって確認できる。詳しくは、以下のとおりである。

労災保険適用事業場数、労災保険適用労働者数は、年報の第1-2表（適用状況〔合計〕（都道府県別））。労災保険新規受給者数、障害（補償）給付一時金新規受給者数、遺族（補償）給付一時金新規受給者数、葬祭料（葬祭給付）受給者数は、「都道府県別、保険給付支払状況（業務災害+通勤災害+二次健康診断等給付）」エクセルファイル。死亡災害発生状況と死傷災害発生状況は、既出の情報源（前述のような公表データの変更があったために、表1の2012年以降の数字及び表8では、労働者死傷病報告による死傷災害発生状況の数字を示してある）。障害（補償）年金、傷病（補償）年金、遺族（補償）年金の新規受給者及び年度末受給者数は、各々、年報第7-10表（障害補償年金受給者数（都道府県別、等級別））、年報第7-15表（傷病補償年金受給者数（都道府県別、等級別））、第7-13表（遺族補償年金受給者数（都道府県別、新規受給者数は年金新規と前払一時金新規を合算））によっている。



労働安全衛生をめぐる状況

表1 死亡災害・死傷災害発生状況、労災保険適用状況及び給付種類別受給者数の推移

年度/年*	労災保険適用事業場数	労災保険適用労働者数	死亡災害発生状況*	死傷災害発生状況(休業4(8)日以上)*	労災保険新規受給者数	障害(補償)給付			傷病(補償)年金新規受給者数	障害・傷病新規受給者数合計
						新規受給者数	一時金	年金		
1947	115,901				85,759	2,276	2,276			2,276
1950	316,260	7,195,752			628,693	49,074	49,074			49,074
1955	559,171	10,244,310	5,050	335,442	554,255	63,838	63,838			63,838
1960	807,822	16,186,190	6,095	468,139	873,547	75,533	75,416	117	883	76,416
1965	856,475	20,141,121	6,046	408,331	1,340,702	73,300	73,028	272	1,051	74,351
1970	1,202,447	26,530,326	6,048	364,444	1,650,164	79,132	74,270	4,862	1,106	80,238
1975	1,535,276	29,075,154	3,725	322,322	1,099,056	57,600	53,387	4,213	1,482	59,082
1980	1,839,673	31,839,595	3,009	335,706	1,098,527	56,350	52,465	3,885	2,619	58,969
1984	2,035,693	35,196,556	2,635	271,884	921,400	52,125	48,011	4,114	2,012	54,137
1985	2,067,091	36,215,432	2,572	257,240	901,855	50,410	46,648	3,762	1,674	52,084
1986	2,110,305	36,696,975	2,318	246,891	859,220	50,022	46,170	3,852	1,336	51,358
1987	2,176,827	38,799,735	2,342	232,953	846,508	47,978	44,256	3,722	1,218	49,196
1988	2,270,487	39,724,637	2,549	226,318	832,335	46,966	43,181	3,785	1,135	48,101
1989	2,342,024	41,249,304	2,419	217,964	818,007	44,265	40,759	3,506	891	45,156
1990	2,421,318	43,222,324	2,550	210,108	797,980	42,043	38,716	3,327	814	42,857
1991	2,491,801	44,469,300	2,489	200,633	764,692	40,221	37,108	3,113	804	41,025
1992	2,541,761	45,831,524	2,354	189,589	725,637	38,222	35,215	3,007	791	39,013
1993	2,576,794	46,633,380	2,245	181,900	695,967	37,166	34,132	3,034	752	37,918
1994	2,604,094	47,017,275	2,301	176,047	674,526	35,637	32,564	3,073	697	36,334
1995	2,643,828	47,246,440	2,414	167,316	665,043	34,543	31,433	3,110	815	35,358
1996	2,584,588	47,896,500	2,363	162,862	654,855	33,190	30,087	3,103	814	34,004
1997	2,698,597	48,435,492	2,078	156,726	649,404	33,126	30,202	2,924	778	33,904
1998	2,699,013	48,823,930	1,844	148,248	625,427	32,030	29,039	2,991	739	32,769
1999	2,687,662	48,492,908	1,992	137,316	602,853	30,750	27,855	2,895	722	31,472
2000	2,700,055	48,546,453	1,889	133,948	603,101	29,297	26,558	2,739	637	29,934
2001	2,692,395	48,578,841	1,790	133,598	600,210	28,954	26,414	2,540	606	29,560
2002	2,646,286	48,194,705	1,658	125,918	578,229	27,928	25,237	2,691	604	28,532
2003	2,632,411	47,922,373	1,628	125,750	593,992	27,314	24,543	2,771	880	28,194
2004	2,627,510	48,552,436	1,620	122,804	603,484	26,352	23,776	2,576	818	27,170
2005	2,630,805	49,184,518	1,514	120,354	608,030	25,904	23,387	2,517	599	26,503
2006	2,642,570	50,707,376	1,472	121,378	606,645	25,188	22,787	2,401	551	25,739
2007	2,642,607	51,313,223	1,357	121,356	607,348	25,236	22,811	2,425	635	25,871
2008	2,632,696	52,418,376	1,268	119,291	604,139	24,702	22,404	2,298	782	25,484
2009	2,621,343	52,788,681	1,075	105,718	534,623	24,127	21,813	2,314	578	24,705
2010	2,622,356	52,487,983	1,195	107,759	574,958	22,663	20,487	2,176	651	23,314
2011	2,627,669	52,741,870	1,024	111,349	614,914	22,075	19,967	2,108	547	22,622
2012	2,645,473	53,236,873	1,093	119,576	606,886	22,408	20,377	2,031	547	22,955
2013	2,676,910	54,294,921	1,030	118,157	602,927	22,326	20,265	2,061	429	22,755
2014	2,707,702	55,408,173	1,057	119,535	619,599	22,381	20,381	2,000	471	22,852
2015	2,746,576	56,293,670	972	116,311	618,149	21,885	19,980	1,905	469	22,354
2016	2,787,965	57,484,440	928	117,910	626,526	21,014	19,102	1,912	410	21,424
2017	2,828,062	58,361,548	978	120,460	650,534	20,557	18,730	1,827	356	20,913
2018	2,851,699	59,567,292	909	127,329	686,513	20,670	18,888	1,782	386	21,056
2019			845	125,611						

注) 「死亡災害発生状況」及び「死傷災害発生状況」は暦年。それ以外は年度で、業務災害及び通勤災害を含む。
「死傷災害発生状況」は、1973年以降は休業4日以上、1972年以前は休業8日以上のものである。
「死傷災害発生状況」は、2011年以前は労災保険給付データ及び労働者死傷病報告(労災非適)、2012年以降は労働者死傷病報告による。
1995年の「死亡災害発生状況」には、阪神・淡路大震災を直接の原因とする64人、地下鉄サリン事件による2人を含んでいない。
2011年の「死亡災害発生状況」「死傷災害発生状況」には、東日本大震災による1,314人、2,827人を含んでいない。

年度	葬祭料・ 葬祭給付 受給者数	遺族(補償)給付			新規年金 受給者数 合計	合計	各年度末年金受給者数					
		新規受 給者数	一時金	年金			計	傷病(補償)年金			障害(補 償)年金	遺族(補 償)年金
								じん肺	せき損	その他		
1947	1,248	1,245	1,245									
1950	4,412	4,585	4,585									
1955	5,010	5,107	5,107									
1960	6,039	6,161	6,161		1,000	3,496	3,379	2,372	965	42	117	
1965	5,880	6,548	6,548		1,323	8,185	6,970	4,469	2,128	373	1,215	
1970	5,898	7,854	1,507	6,347	12,315	54,865	9,331	5,275	3,064	992	20,390	25,144
1975	4,563	6,362	1,310	5,052	10,747	102,451	12,383	6,786	3,533	2,064	41,150	48,918
1980	4,238	5,150	753	4,397	10,901	146,754	21,607	12,487	4,696	4,424	57,276	67,871
1984	3,839	4,808	698	4,110	10,236	172,986	23,909	15,782	4,436	3,691	68,981	80,096
1985	3,903	4,540	735	3,805	9,241	177,933	23,927	16,006	4,380	3,541	71,609	82,397
1986	3,609	4,475	699	3,776	8,964	182,545	23,494	15,927	4,255	3,312	74,344	84,707
1987	3,570	4,369	704	3,665	8,605	186,558	22,910	15,734	4,110	3,066	76,785	86,863
1988	3,789	4,410	773	3,637	8,557	190,528	22,343	15,499	3,988	2,856	79,284	88,901
1989	3,894	4,502	768	3,734	8,131	193,726	21,496	14,967	3,854	2,675	81,390	90,840
1990	3,846	4,675	819	3,856	7,997	196,763	20,653	14,355	3,743	2,555	83,310	92,800
1991	4,015	4,687	894	3,793	7,710	199,504	19,854	13,769	3,643	2,442	84,978	94,672
1992	3,753	4,657	866	3,791	7,589	202,133	19,021	13,194	3,486	2,341	86,513	96,599
1993	3,767	4,541	867	3,674	7,460	204,699	18,174	12,591	3,325	2,258	88,075	98,450
1994	3,775	4,507	838	3,669	7,439	207,211	17,373	12,030	3,179	2,164	89,588	100,250
1995	4,022	5,128	1,046	4,082	8,007	209,778	16,533	11,390	3,070	2,073	90,918	102,327
1996	3,803	4,933	815	4,118	8,035	212,465	15,915	10,932	2,978	2,005	92,069	104,481
1997	3,666	4,563	899	3,664	7,366	214,489	15,350	10,494	2,893	1,963	93,067	106,072
1998	3,330	3,812	833	2,979	6,709	216,007	14,646	9,940	2,825	1,881	94,096	107,265
1999	3,349	4,165	761	3,404	7,021	217,386	14,029	9,439	2,741	1,849	94,891	108,466
2000	3,231	4,096	807	3,289	6,665	218,386	13,392	8,926	2,653	1,813	95,489	109,505
2001	3,244	4,015	817	3,198	6,344	218,957	12,790	8,415	2,603	1,772	95,785	110,382
2002	3,239	3,894	790	3,104	6,399	219,720	12,202	7,924	2,532	1,746	96,310	111,208
2003	3,399	4,169	757	3,412	7,063	220,953	11,900	7,711	2,458	1,731	96,862	112,191
2004	3,322	3,984	770	3,214	6,608	221,574	11,617	7,490	2,405	1,722	96,979	112,978
2005	3,444	4,138	759	3,379	6,495	221,684	11,099	7,038	2,356	1,705	96,846	113,739
2006	4,017	5,973	1,091	4,882	7,834	223,240	10,581	6,564	2,301	1,716	96,733	115,926
2007	3,865	4,837	940	3,897	6,957	223,735	10,103	6,140	2,263	1,700	96,512	117,120
2008	3,703	4,222	926	3,556	6,376	223,592	9,785	5,890	2,199	1,696	95,989	117,818
2009	3,591	4,124	941	3,444	6,075	223,139	9,316	5,415	2,173	1,728	95,610	118,213
2010	3,621	4,262	895	3,367	6,194	222,280	8,929	5,097	2,119	1,713	94,914	118,437
2011	5,509	6,057	1,348	4,709	7,364	222,192	8,412	4,688	2,050	1,674	94,094	119,686
2012	3,552	4,519	980	3,539	6,117	220,592	7,897	4,261	1,994	1,642	93,072	119,623
2013	3,317	4,020	923	3,097	5,587	218,434	7,399	3,879	1,943	1,577	92,003	119,032
2014	3,462	3,965	960	3,005	5,476	216,226	6,942	3,473	1,883	1,586	90,926	118,358
2015	3,046	3,722	852	2,870	5,244	213,822	6,524	3,144	1,841	1,539	89,787	117,511
2016	2,993	3,653	893	2,760	5,082	210,810	6,079	2,773	1,772	1,534	88,460	116,271
2017	2,919	3,416	880	2,536	2,632	207,601	5,647	2,411	1,739	1,497	87,121	114,833
2018	2,909	3,472	914	2,558	4,726	202,332	5,242	2,125	1,655	1,462	85,770	111,320
2019												

注) 遺族(補償)年金新規受給者数は、1982年度以降は年金と前払一時金、1968年度以降は年金と附則第42条の新規受給者数の合計
 障害(補償)年金は、1965年度以前は1～3級、1966年度以降は1～7級になっている。
 傷病(補償)年金は、1976年度以前は長期傷病補償給付の件数である。1959年度の数字は、1960年度当初、長期傷病者補償へ移行した者の件数である。
 厚生労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

労働安全衛生をめぐる状況

表2-1 業務上疾病の発生状況

号	一			二			三			四			五		
	業務上の負傷に起因する疾病			物理的因子による疾病(がんを除く)―有害光線、電離放射線、異常気圧、異常温度、騒音、超音波等			身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する疾病―腰痛、振動障害、頸肩腕障害等			化学物質等による疾病(がんを除く)―労働大臣が指定する化学物質等による疾病を含む。			粉じんの吸入による疾病―じん肺及びその合併症		
年/年度	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差
1979	13,807	11,415	2,392	1,711	1,344	367	1,665	2,782	-1,117	713	398	315	2,491	2,150	341
1980	13,630	11,985	1,645	1,128	1,212	-84	789	2,674	-1,885	621	400	221	2,365	2,108	257
1981	13,269	11,792	1,477	1,646	1,197	449	711	2,451	-1,740	475	458	17	2,249	2,034	215
1982	12,235	11,131	1,104	1,128	1,011	117	447	2,187	-1,740	505	335	170	2,282	2,114	168
1983	11,651	9,731	1,920	821	888	-67	363	1,683	-1,320	426	413	13	2,163	1,899	264
1984	11,242	9,395	1,847	1,293	846	447	372	1,687	-1,315	608	348	260	1,561	1,339	222
1985	11,022	8,834	2,188	1,237	846	391	413	1,617	-1,204	456	309	147	1,387	1,353	34
1986	10,763	8,296	2,467	1,292	1,238	54	532	1,652	-1,120	368	298	70	1,472	1,272	200
1987	9,170	8,035	1,135	730	1,627	-897	733	1,382	-649	399	303	96	1,401	1,327	74
1988	9,598	7,831	1,767	566	1,217	-651	612	1,375	-763	364	279	85	1,308	1,254	54
1989	9,485	8,046	1,439	728	690	38	680	1,221	-541	316	277	39	1,201	1,238	-37
1990	8,759	7,791	968	501	592	-91	543	1,012	-469	331	216	115	1,185	1,144	41
1991	9,146	7,016	2,130	860	523	337	370	1,000	-630	370	260	110	1,103	1,140	-37
1992	8,323	6,683	1,640	729	489	240	240	1,131	-891	343	196	147	1,140	1,060	80
1993	7,306	5,823	1,483	524	411	113	290	1,035	-745	400	225	175	1,025	983	42
1994	7,183	5,406	1,777	733	579	154	235	953	-718	407	239	168	1,259	1,245	14
1995	6,451	5,000	1,451	726	646	80	290	1,097	-807	334	248	86	1,326	1,395	-69
1996	6,521	4,806	1,715	513	602	-89	293	1,163	-870	344	195	149	1,477	1,502	-25
1997	6,034	4,743	1,291	321	656	-335	287	1,330	-1,043	411	258	153	1,415	1,480	-65
1998	6,002	4,693	1,309	567	612	-45	320	1,522	-1,202	330	202	128	1,201	1,424	-223
1999	5,388	4,658	730	395	684	-289	357	1,727	-1,370	238	200	38	1,276	1,385	-109
2000	5,405	4,344	1,061	461	718	-257	438	1,595	-1,157	323	227	96	1,180	1,322	-142
2001	5,652	4,600	1,052	517	824	-307	381	1,514	-1,133	269	153	116	982	1,148	-166
2002	5,277	4,650	627	443	754	-311	346	1,448	-1,102	297	203	94	956	1,139	-183
2003	5,861	4,647	1,214	447	730	-283	393	1,281	-888	316	196	120	856	1,243	-387
2004	5,370	4,530	840	513	766	-253	368	1,283	-915	295	218	77	814	1,233	-419
2005	5,829	4,660	1,169	459	649	-190	425	1,223	-798	315	209	106	767	1,172	-405
2006	5,962	5,051	911	487	619	-132	432	1,449	-1,017	332	298	34	765	1,165	-400
2007	6,252	5,094	1,158	552	747	-195	518	1,494	-976	270	204	66	640	1,032	-392
2008	6,625	5,075	1,550	502	609	-107	490	1,465	-975	231	215	16	587	850	-263
2009	5,721	4,457	1,264	328	479	-151	388	1,223	-835	200	195	5	531	812	-281
2010	5,819	4,620	1,199	865	932	-67	394	1,233	-839	232	219	13	516	800	-284
2011	5,654	4,516	1,138	651	774	-123	381	1,149	-768	267	244	23	439	712	-273
2012	5,688	4,412	1,276	684	797	-113	372	1,193	-821	216	237	-21	361	581	-220
2013	5,253	4,261	992	785	879	-94	346	1,221	-875	221	218	3	334	448	-114
2014	5,445	4,511	934	665	708	-43	420	1,406	-986	205	228	-23	263	438	-175
2015	5,339	4,204	1,135	695	692	3	419	1,323	-904	256	192	64	251	329	-78
2016	5,598	4,127	1,471	704	731	-27	312	1,308	-996	225	191	34	210	321	-111
2017	5,963	4,221	1,742	773	756	17	378	1,322	-944	227	213	14	191	333	-142
2018	5,937	4,263	1,674	1,437	1,264	173	457	1,391	-934	270	210	60	165	277	-112
合計	305,635	249,353	56,282	30,117	32,338	-2,221	18,200	58,202	-40,002	13,726	10,127	3,599	43,095	46,201	-3,106

注) 各号の左欄の数字は、厚生労働省「業務上疾病発生状況」から、疾病分類を労働基準法施行規則別表第1の2に各号別に組み替えたもの。休業4日以上のもの、当該年(暦年)中に発生した疾病で翌年3月末日までに把握したものと説明されている。中欄の数字は、「年度別業務上疾病の労災保険新規支給決定件数」(被災労働者等から労災保険の給付請求がなされ、その年度(暦年ではない)中に支給決定がなされたもの。厚生労働省労働

号 分類	六 細菌、ウイルス等の 病原体による疾病			七 がん原性物質若しくは がん原性因子又はがん 原性工程における業務 による疾病			八・九・十・十一 その他業務に起因する ことの明らかな疾病等			二～十一 職業性疾病 (二号から十一号 までの小計)			一～十一 計		
	年/年度	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償
1979	101	85	16	6	47	-41	50	226	-176	6,737	7,032	-295	20,544	18,447	2,097
1980	48	123	-75	3	41	-38	60	470	-410	5,014	7,028	-2,014	18,644	19,013	-369
1981	48	164	-116	6	49	-43	45	622	-577	5,180	6,975	-1,795	18,449	18,767	-318
1982	51	206	-155	5	60	-55	52	634	-582	4,470	6,547	-2,077	16,705	17,678	-973
1983	41	166	-125	6	68	-62	9	541	-532	3,829	5,658	-1,829	15,480	15,389	91
1984	56	162	-106	4	49	-45	11	440	-429	3,905	4,871	-966	15,147	14,266	881
1985	60	138	-78	0	67	-67	13	256	-243	3,566	4,586	-1,020	14,588	13,420	1,168
1986	108	113	-5	6	64	-58	6	211	-205	3,784	4,848	-1,064	14,547	13,144	1,403
1987	69	140	-71	4	61	-57	4	106	-102	3,340	4,946	-1,606	12,510	12,981	-471
1988	55	141	-86	4	53	-49	16	187	-171	2,925	4,506	-1,581	12,523	12,337	186
1989	40	128	-88	2	67	-65	13	133	-120	2,980	3,754	-774	12,465	11,800	665
1990	87	120	-33	1	51	-50	8	120	-112	2,656	3,255	-599	11,415	11,046	369
1991	92	173	-81	5	80	-75	5	174	-169	2,805	3,350	-545	11,951	10,366	1,585
1992	64	424	-360	2	54	-52	1	125	-124	2,519	3,479	-960	10,842	10,162	680
1993	75	156	-81	6	73	-67	4	108	-104	2,324	2,991	-667	9,630	8,814	816
1994	74	161	-87	9	79	-70	15	121	-106	2,732	3,377	-645	9,915	8,783	1,132
1995	92	118	-26	3	69	-66	8	140	-132	2,779	3,713	-934	9,230	8,713	517
1996	94	143	-49	0	68	-68	8	145	-137	2,729	3,818	-1,089	9,250	8,624	626
1997	74	179	-105	0	38	-38	15	110	-95	2,523	4,051	-1,528	8,557	8,794	-237
1998	142	183	-41	0	57	-57	12	118	-106	2,572	4,118	-1,546	8,574	8,811	-237
1999	111	132	-21	1	61	-60	51	122	-71	2,429	4,311	-1,882	7,817	8,969	-1,152
2000	215	159	56	0	72	-72	61	146	-85	2,678	4,239	-1,561	8,083	8,583	-500
2001	105	157	-52	1	86	-85	77	259	-182	2,332	4,141	-1,809	7,984	8,741	-757
2002	120	224	-104	3	95	-92	60	533	-473	2,225	4,396	-2,171	7,502	9,046	-1,544
2003	132	136	-4	2	143	-141	48	434	-386	2,194	4,163	-1,969	8,055	8,810	-755
2004	165	190	-25	1	209	-208	83	429	-346	2,239	4,328	-2,089	7,609	8,858	-1,249
2005	248	158	90	5	732	-727	178	461	-283	2,397	4,604	-2,207	8,226	9,264	-1,038
2006	241	214	27	1	1,810	-1,809	149	565	-416	2,407	6,120	-3,713	8,369	11,171	-2,802
2007	257	200	57	9	1,021	-1,012	186	664	-478	2,432	5,362	-2,930	8,684	10,456	-1,772
2008	207	205	2	10	1,080	-1,070	222	649	-427	2,249	5,073	-2,824	8,874	10,148	-1,274
2009	137	133	4	10	1,033	-1,023	176	530	-354	1,770	4,405	-2,635	7,491	8,862	-1,371
2010	126	110	16	6	949	-943	153	594	-441	2,292	4,837	-2,545	8,111	9,457	-1,346
2011	160	189	-29	5	957	-952	222	635	-413	2,125	4,660	-2,535	7,779	9,176	-1,397
2012	186	155	31	4	954	-950	232	814	-582	2,055	4,731	-2,676	7,743	9,143	-1,400
2013	182	160	22	6	939	-933	183	746	-563	2,057	4,611	-2,554	7,310	8,872	-1,562
2014	202	142	60	6	933	-927	209	775	-566	1,970	4,630	-2,660	7,415	9,141	-1,726
2015	201	186	15	3	922	-919	204	726	-522	2,029	4,370	-2,341	7,368	8,574	-1,206
2016	125	129	-4	3	946	-943	184	759	-575	1,763	4,385	-2,622	7,361	8,512	-1,151
2017	105	115	-10	0	924	-924	207	761	-554	1,881	4,424	-2,543	7,844	8,645	-801
2018	171	133	38	1	929	-928	246	703	-457	2,747	4,907	-2,160	8,684	9,170	-486
合計	4,867	6,450	-1,583	149	15,990	-15,841	3,486	16,292	-12,806	113,640	185,600	-71,960	419,275	434,953	-15,678

基準局「業務上疾病の労災補償状況調査結果」等。右欄の数字は、左欄の数字から中欄の数字を差し引いたもの。
厚生労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

労働安全衛生をめぐる状況

表2-2 「身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する疾病」の発生状況

分類	三 身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する疾病														
	三-1			三-2			三-3			三-4			三-5		
	重激な業務による筋肉、 腱、骨若しくは関節の 疾患又は内臓脱 (重激業務)			重量物を取り扱う業務、 腰部に過度の負担を与 える不自然な作業姿勢に より行う業務その他腰部 に過度の負担のかかる 業務による腰痛 (非災害性腰痛)			さく岩機、チェーンソー等 の機械器具の使用により 身体に振動を与える業務 による手指、前腕等の末 梢循環障害、末梢神経 障害又は運動機能障害 (振動障害)			電話交換の業務その他 上肢に過度の負担のか かる業務による手指の痙 攣、手指、前腕等の腱、 腱鞘若しくは腱周囲の 炎症又は頸肩腕症候群 (上肢障害)			1から4までに掲げるもの ほか、これらの疾病に付 随する疾病その他身体に 過度の負担のかかる作業 態様の業務に起因する ことの明らかな疾病 (その他)		
年/年度	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差
1986	61	303	-242	247	56	191	54	941	-887	155	332	-177	15	20	-5
1987	124	324	-200	380	49	331	59	731	-672	127	264	-137	43	14	29
1988	117	351	-234	267	47	220	50	656	-606	154	304	-150	24	17	7
1989	144	347	-203	353	32	321	39	505	-466	111	313	-202	33	24	9
1990	73	324	-251	297	33	264	23	361	-338	131	268	-137	19	26	-7
1991	70	344	-274	186	41	145	23	377	-354	73	213	-140	18	25	-7
1992	38	458	-420	64	52	12	21	405	-384	97	195	-98	20	21	-1
1993	77	296	-219	96	30	66	24	496	-472	63	182	-119	30	31	-1
1994	80	262	-182	62	41	21	17	475	-458	57	156	-99	19	19	0
1995	75	309	-234	127	37	90	18	578	-560	56	149	-93	14	24	-10
1996	76	310	-234	112	35	77	16	556	-540	77	234	-157	12	28	-16
1997	95	283	-188	79	44	35	7	612	-605	94	368	-274	12	23	-11
1998	106	257	-151	109	45	64	10	773	-763	80	442	-362	15	5	10
1999	146	286	-140	73	27	46	6	912	-906	92	496	-404	40	6	34
2000	158	241	-83	72	48	24	12	784	-772	134	507	-373	62	15	47
2001	104	179	-75	77	44	33	16	717	-701	144	558	-414	40	16	24
2002	75	147	-72	70	65	5	7	632	-625	150	590	-440	44	14	30
2003	115	149	-34	61	56	5	7	481	-474	149	581	-432	61	14	47
2004	89	138	-49	54	52	2	9	412	-403	154	671	-517	62	10	52
2005	105	133	-28	55	45	10	4	317	-313	180	711	-531	81	17	64
2006	92	126	-34	31	71	-40	6	308	-302	233	924	-691	70	20	50
2007	119	160	-41	57	63	-6	5	315	-310	245	940	-695	92	16	76
2008	89	137	-48	47	72	-25	3	251	-248	246	986	-740	105	19	86
2009	109	136	-27	54	81	-27	3	267	-264	163	726	-563	59	13	46
2010	117	174	-57	58	79	-21	5	263	-258	141	707	-566	73	10	63
2011	87	172	-85	56	40	16	4	272	-268	161	659	-498	73	6	67
2012	90	196	-106	43	53	-10	9	296	-287	139	641	-502	91	7	84
2013	86	206	-120	50	28	22	2	306	-304	140	673	-533	68	8	60
2014	124	244	-120	41	52	-11	3	281	-278	168	823	-655	84	6	78
2015	125	214	-89	29	39	-10	5	276	-271	182	787	-605	78	7	71
2016	75	189	-114	29	49	-20	2	286	-284	153	780	-627	53	4	49
2017	143	189	-46	27	49	-22	4	291	-287	159	834	-675	73	5	68
2018	119	121	-2	27	68	-41	5	281	-276	217	916	-699	89	5	84
合計	3,303	7,705	-4,402	3,390	1,623	1,767	478	15,414	-14,936	4,625	17,930	-13,305	1,672	495	1,177

注) 表2-1の注に同じ。

表2-3 「業務上の負傷に起因する疾病」等の発生状況

分類	一 業務上の負傷に起因する疾病						二 物理的因子による疾病(がんを除く)								
	一-1			一-2			二-1			二-2			二-3		
	負傷による腰痛			一-1以外の「業務上の負傷に起因する疾病」			有害光線による疾病			電離放射線による疾病			異常気圧下における疾病		
年/年度	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差
1999	4,559	3,061	1,498	829	1,597	-768	7	5	2	3	3	0	10	18	-8
2000	4,622	2,749	1,873	783	1,595	-812	5	9	-4	3	3	0	7	14	-7
2001	4,793	3,106	1,687	859	1,494	-635	6	7	-1	1	0	1	5	11	-6
2002	4,334	3,170	1,164	943	1,480	-537	5	4	1	0	1	-1	3	16	-13
2003	4,765	3,280	1,485	1,096	1,367	-271	8	9	-1	0	3	-3	8	15	-7
2004	4,377	3,158	1,219	993	1,372	-379	7	6	1	0	2	-2	11	21	-10
2005	4,840	3,271	1,569	989	1,389	-400	7	10	-3	0	0	0	16	24	-8
2006	4,889	3,506	1,383	1,073	1,545	-472	6	3	3	0	0	0	20	25	-5
2007	5,230	3,727	1,503	1,022	1,367	-345	9	5	4	0	0	0	18	25	-7
2008	5,509	3,736	1,773	1,116	1,339	-223	7	11	-4	1	0	1	6	20	-14
2009	4,816	3,280	1,536	905	1,177	-272	9	11	-2	1	1	0	3	19	-16
2010	4,960	3,361	1,599	859	1,259	-400	8	9	-1	0	2	-2	10	19	-9
2011	4,766	3,190	1,576	888	1,326	-438	3	11	-8	0	2	-2	12	22	-10
2012	4,789	3,148	1,641	899	1,264	-365	6	20	-14	0	3	-3	11	31	-20
2013	4,388	3,008	1,380	865	1,253	-388	9	11	-2	0	0	0	21	16	5
2014	4,583	3,170	1,413	862	1,341	-479	3	5	-2	1	1	0	13	23	-10
2015	4,521	2,950	1,571	818	1,254	-436	5	10	-5	0	0	0	15	23	-8
2016	4,722	2,894	1,828	876	1,233	-357	9	10	-1	0	0	0	10	26	-16
2017	5,051	2,935	2,116	912	1,286	-374	5	6	-1	0	2	-2	19	21	-2
2018	5,016	2,935	2,081	921	1,328	-407	5	9	-4	0	1	-1	11	23	-12

分類	二 物理的因子による疾病(がんを除く)									四 化学物質等による疾病(がんを除く)					
	二-4			二-5			二-6			四-1			四-2		
	異常温度条件による疾病			騒音による耳の疾病			二-1~二-5以外の「物理的因子による疾病」			酸素欠乏症			四-1以外の「化学物質等による疾病」		
年/年度	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差
1999	332	157	175	8	499	-491	35	2	33	9	18	-9	229	182	47
2000	419	176	243	13	515	-502	14	1	13	21	25	-4	302	202	100
2001	478	272	206	9	532	-523	18	2	16	15	13	2	254	141	113
2002	407	235	172	9	498	-489	19	0	19	10	17	-7	287	186	101
2003	394	218	176	8	481	-473	29	4	25	5	8	-3	311	188	123
2004	467	277	190	9	453	-444	19	7	12	11	19	-8	284	199	85
2005	397	236	161	10	377	-367	29	2	27	9	27	-18	306	181	125
2006	422	273	149	12	314	-302	27	4	23	12	38	-26	320	260	60
2007	474	337	137	9	374	-365	42	6	36	12	13	-1	258	191	67
2008	463	278	185	9	295	-286	16	5	11	11	11	0	220	194	26
2009	288	169	119	10	276	-266	17	3	14	9	10	-1	191	185	6
2010	816	584	232	9	315	-306	22	3	19	4	10	-6	228	209	19
2011	606	441	165	8	297	-289	22	1	21	10	6	4	257	238	19
2012	631	412	219	10	328	-318	26	3	23	12	11	1	204	226	-22
2013	724	485	239	4	365	-361	27	2	25	16	4	12	206	214	-8
2014	619	392	227	6	287	-281	23	0	23	4	12	-8	201	216	-15
2015	642	366	276	7	291	-284	26	2	24	9	4	5	247	188	59
2016	650	429	221	6	265	-259	29	1	28	12	14	-2	213	177	36
2017	719	470	249	8	257	-249	22	0	22	5	8	-3	222	205	17
2018	1,394	951	443	2	279	-277	25	1	24	7	8	-1	263	202	61

注) 表2-1の注に同じ。

労働安全衛生をめぐる状況

表3-1 定期健康診断・特殊健康診断・じん肺健康診断の実施状況

年度	定期健康診断				特殊健康診断				
	実施 事業場数	受診 労働者数	有所見者数	有所見率	対象業務数	実施 事業場数	受診 労働者数	有所見者数	有所見率
1965		9,370,497	574,578	6.1%	24	8,927	226,979	24,048	10.6%
1970		11,199,917	562,894	5.0%	30	14,865	304,793	30,735	10.1%
1974		10,847,458	668,509	6.2%	53	26,694	493,553	29,000	5.9%
1975		10,901,527	733,029	6.7%	67	30,446	557,224	29,962	5.4%
1976		11,081,169	850,818	7.7%	67	36,009	663,399	28,946	4.4%
1977		11,154,186	822,923	7.4%	67	40,028	715,842	30,241	4.2%
1978		11,132,487	895,605	8.0%	67	42,033	744,875	27,354	3.7%
1979		11,158,472	957,986	8.6%	67	66,285	1,146,421	30,930	2.7%
1980		11,306,990	990,149	8.8%	72	71,976	1,213,867	30,546	2.5%
1981		10,333,192	916,522	8.9%	72	74,710	1,256,283	31,710	2.5%
1982		10,408,511	953,393	9.2%	72	76,805	1,333,751	31,695	2.4%
1983		10,625,676	991,035	9.3%	72	78,031	1,342,082	27,498	2.0%
1984		10,618,339	970,752	9.1%	72	80,224	1,384,123	27,674	2.0%
1985		10,733,013	1,005,929	9.4%	72	81,689	1,436,463	24,429	1.7%
1986		10,900,258	1,065,354	9.8%	72	81,573	1,441,636	22,583	1.6%
1987		10,859,413	1,100,724	10.1%	72	81,245	1,425,720	21,447	1.5%
1988		10,586,406	1,123,126	10.6%	72	81,069	1,418,294	19,971	1.4%
1989	50,730	9,232,997	1,117,564	12.1%	72	80,242	1,415,940	25,015	1.8%
1990	55,178	10,009,681	2,367,251	23.6%	72	75,746	1,376,847	31,994	2.3%
1991	56,024	10,911,023	2,990,890	27.4%	72	73,617	1,385,573	41,844	3.0%
1992	54,916	10,825,454	3,483,525	32.2%	72	75,131	1,509,273	47,995	3.2%
1993	58,004	11,187,605	3,762,451	33.6%	72	76,986	1,553,650	52,353	3.4%
1994	59,555	11,317,518	3,920,311	34.6%	72	76,051	1,558,666	55,969	3.6%
1995	60,638	11,331,900	4,124,407	36.4%	72	76,021	1,536,772	78,198	5.1%
1996	61,305	11,284,849	4,288,473	38.0%	72	76,355	1,554,080	80,661	5.2%
1997	80,288	11,549,676	4,567,081	39.5%	72	77,503	1,585,063	84,125	5.3%
1998	83,458	11,158,358	4,595,662	41.2%	72	78,099	1,606,353	93,438	5.8%
1999	86,541	11,426,033	4,901,172	42.9%	72	79,421	1,608,603	94,686	5.9%
2000	87,797	11,451,050	5,097,590	44.5%	72	80,153	1,609,154	95,656	6.0%
2001	88,916	11,426,677	5,273,677	46.2%	72	79,628	1,596,593	92,718	5.8%
2002	93,416	11,886,644	5,552,412	46.7%	72	80,989	1,626,958	96,795	5.9%
2003	94,073	11,794,484	5,577,816	47.3%	72	79,055	1,637,878	97,328	5.9%
2004	95,795	11,933,703	5,683,544	47.6%	72	81,986	1,661,201	101,039	6.1%
2005	97,238	12,099,886	5,855,413	48.4%	72	85,938	1,739,513	107,777	6.2%
2006	101,294	12,547,368	6,162,931	49.1%	72	88,577	1,883,529	114,142	6.1%
2007	104,177	12,796,048	6,385,219	49.9%	72	88,556	1,955,230	123,809	6.3%
2008	112,180	14,005,978	7,181,567	51.3%	72	91,016	2,099,488	135,540	6.5%
2009	105,476	12,995,607	6,799,421	52.3%	72	86,879	1,985,552	122,841	6.2%
2010	116,780	14,539,258	7,629,997	52.5%	72	92,879	2,138,360	134,272	6.3%
2011	108,525	13,121,381	6,913,366	52.7%	72	90,217	2,093,544	129,499	6.2%
2012	110,104	13,096,696	6,900,380	52.7%	72	92,394	2,101,445	131,454	6.3%
2013	112,328	13,262,069	7,031,313	53.0%	72	101,452	2,229,617	134,434	6.0%
2014	114,982	13,492,886	7,183,780	53.2%	72	110,489	2,347,420	135,678	5.8%
2015	115,806	13,476,904	7,222,817	53.6%	72	125,713	2,523,247	143,824	5.7%
2016	118,031	13,650,292	7,338,890	53.8%	72	140,351	2,715,575	154,762	5.7%
2017	119,726	13,597,456	7,353,945	54.1%	72	145,751	2,803,099	163,247	5.8%
2018	120,914	13,617,710	7,559,845	55.5%	72	149,338	2,897,286	171,447	5.9%

注) 健康診断結果調、特殊健康診断結果調(じん肺健康診断を除く)、じん肺健康診断結果調による。網掛部分は「現在数値を精査中」とされている。
1989年10月より、定期健康診断の項目等が改正。特殊健康診断では、1989年10月より、有機溶剤及び鉛健康診断の項目等が改正。
厚生労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

年度	じん肺健康診断							
	受診 労働者数	管理1 有所見者	管理2	管理3	管理4	有所見者合計	合併症 り患者数	有所見率
1965	162,467	8,996	3,973	850	415	14,234		8.8%
1970	173,331	10,010	3,639	736	257	14,642		8.4%
1974	204,496	13,901	5,373	1,112	309	20,695		10.1%
1975	203,709	12,716	5,055	1,080	318	19,169		9.4%
1976	224,892	12,503	5,291	1,112	287	19,193		8.5%
1977	225,964	13,786	4,923	1,233	368	20,310		9.0%
1978	216,915	7,108	9,921	2,792	286	20,107	66	9.3%
1979	246,829		27,808	7,571	198	35,577	209	14.4%
1980	259,899		34,133	8,132	122	42,387	172	16.3%
1981	271,775		36,872	7,787	148	44,807	177	16.5%
1982	265,720		38,099	8,010	126	46,235	147	17.4%
1983	260,565		37,183	7,120	137	44,440	133	17.1%
1984	262,024		34,958	6,231	81	41,270	102	15.8%
1985	260,629		33,391	5,905	80	39,376	87	15.1%
1986	251,822		34,232	5,614	75	39,921	140	15.9%
1987	237,310		29,111	4,645	93	33,849	104	14.3%
1988	228,425		27,164	4,209	64	31,437	60	13.8%
1989	219,624		25,364	3,864	66	29,294	63	13.3%
1990	216,420		22,184	3,557	74	25,815	93	11.9%
1991	229,139		22,799	3,475	50	26,324	47	11.5%
1992	220,988		18,782	3,249	52	22,083	63	10.0%
1993	219,607		19,888	3,138	36	23,062	27	10.5%
1994	215,174		19,107	2,969	43	22,119	54	10.3%
1995	212,586		16,304	2,761	110	19,175	71	9.0%
1996	209,520		15,958	2,520	42	18,520	32	8.8%
1997	214,819		14,626	2,087	30	16,743	40	7.8%
1998	206,138		13,514	1,993	23	15,530	20	7.5%
1999	191,432		13,143	1,677	12	14,832	58	7.7%
2000	187,323		10,610	1,421	22	12,053	24	6.4%
2001	191,707		9,880	1,375	21	11,276	14	5.9%
2002	190,946		8,170	1,120	20	9,310	9	4.9%
2003	183,961		6,380	912	12	7,304	8	4.0%
2004	202,885		6,279	827	7	7,113	8	3.5%
2005	196,841		5,245	713	14	5,972	7	3.0%
2006	225,183		5,167	729	12	5,908	10	2.6%
2007	224,651		4,637	620	7	5,264	7	2.3%
2008	244,993		4,146	592	14	4,752	4	1.9%
2009	213,784		3,951	494	10	4,455	4	2.1%
2010	243,636		3,445	459	11	3,915	9	1.6%
2011	234,477		2,843	378	14	3,235	6	1.4%
2012	235,923		2,633	324	8	2,965	7	1.3%
2013	243,740		2,186	295	12	2,493	5	1.0%
2014	251,730		1,967	246	12	2,225	1	0.9%
2015	249,759		1,691	229	15	1,935	3	0.8%
2016	269,763		1,573	221	13	1,807	2	0.7%
2017	262,056		1,456	219	9	1,684	4	0.6%
2018	306,475		1,161	195	10	1,366	3	0.4%

注) 1978年にじん肺管理区分が改正されている。じん肺管理区分の決定状況には、随時申請によるものは含まれていない。
厚生労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

労働安全衛生をめぐる状況

表3-2 定期健康診断実施結果(項目別の有所見率等)

(%)

年度	聴力 (1000Hz)	聴力 (4000Hz)	聴力 (その他)	胸部X 線検査	喀痰 検査	血圧	貧血 検査	肝機能 検査	血中脂 質検査	血糖 検査	尿検査 (糖)	尿検査 (蛋白)	心電図 検査	有所見 者率
1990	5.1	8.2	0.9	1.6	1.0	7.1	4.2	8.7	11.1		2.7	1.8	6.2	23.6
1991	5.2	9.3	1.1	2.6	0.9	7.7	4.9	10.1	13.6		3.1	2.1	6.8	27.4
1992	5.2	9.9	0.9	2.1	0.9	8.1	5.0	11.3	15.8		3.1	2.3	7.6	32.2
1993	5.0	10.0	0.9	2.1	0.7	8.4	5.2	11.8	17.2		3.3	2.4	7.8	33.6
1994	4.9	9.9	0.9	2.3	0.8	8.5	5.8	11.8	18.3		3.2	2.7	8.0	34.6
1995	4.7	9.9	0.7	2.4	0.7	8.8	5.8	12.7	20.0		3.5	2.7	8.1	36.4
1996	4.5	9.8	0.8	2.6	0.9	9.2	5.8	12.6	20.9		3.4	2.8	8.3	38.0
1997	4.4	9.7	0.8	2.7	1.1	9.3	6.0	13.1	22.0		3.4	3.0	8.3	39.5
1998	4.4	9.4	0.8	2.9	1.9	9.7	6.2	13.7	23.0		3.5	3.3	8.5	41.2
1999	4.2	9.3	0.8	3.1	1.4	9.9	6.2	13.8	24.7	7.9	3.3	3.2	8.7	42.9
2000	4.1	9.1	0.8	3.2	1.5	10.4	6.3	14.4	26.5	8.1	3.3	3.4	8.8	44.5
2002	3.9	8.7	0.7	3.3	1.4	11.5	6.6	15.5	28.4	8.3	3.2	3.5	8.8	46.7
2003	3.8	8.5	0.7	3.4	1.6	11.9	6.5	15.4	29.1	8.3	5.1	3.2	8.9	47.3
2004	3.7	8.4		3.6	1.5	12.0	6.5	15.3	28.7	8.3	3.1	3.5	8.9	47.6
2005	3.7	8.2		3.7	1.5	12.3	6.7	15.6	29.4	8.3	3.1	3.5	9.1	48.4
2006	3.6	8.2		3.9	1.8	12.5	6.9	15.1	30.1	8.4	2.9	3.7	9.1	49.1
2007	3.6	8.1		4.0	2.0	12.7	7.0	15.1	30.8	8.4	2.8	4.0	9.2	49.9
2008	3.6	7.9		4.1	2.0	13.8	7.4	15.3	31.7	9.5	2.7	4.1	9.3	51.3
2009	3.6	7.9		4.2	1.8	14.2	7.6	15.5	32.6	10.0	2.7	4.2	9.7	52.3
2010	3.6	7.6		4.4	2.0	14.3	7.6	15.4	32.1	10.3	2.6	4.4	9.7	52.5
2011	3.6	7.7		4.3	1.7	14.5	7.6	15.6	32.2	10.4	2.7	4.2	9.7	52.7
2012	3.6	7.7		4.3	2.2	14.5	7.4	15.1	32.4	10.2	2.5	4.2	9.6	52.7
2013	3.6	7.6		4.2	1.9	14.7	7.5	14.8	32.6	10.2	2.5	4.2	9.7	53.0
2014	3.6	7.5		4.2	1.9	15.1	7.4	14.6	32.7	10.4	2.5	4.2	9.7	53.2
2015	3.5	7.4		4.2	1.8	15.2	7.6	14.7	32.6	10.9	2.5	4.3	9.8	53.6
2016	3.6	7.4		4.2	1.8	15.4	7.8	15.0	32.2	11.0	2.7	4.3	9.9	53.8
2017	3.6	7.3		4.2	1.9	15.7	7.8	15.2	32.0	11.4	2.8	4.4	9.9	54.1
2018	3.6	7.3		4.2	1.9	15.7	7.8	15.2	32.0	11.4	2.8	4.4	9.9	54.1

注) 「有所見者率」は労働安全衛生規則第44条及び第45条で規定する健康診断項目のいずれかが有所見であった者(他覚所見のみを除く)の人数を受診者数で割った値である。
網掛部分は「現在数値を精査中」とされている。

表2-4 「その他業務に起因することの明らかな疾病」等の発生状況

分類	八			九			十一			二-4 異常温度条件による疾病					
	過重な業務による脳血管疾患・心臓疾患等			強い心理的負荷を伴う業務による精神障害			その他業務に起因することの明らかな疾病			熱中症			熱中症以外の異常温度条件による疾病		
	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差
年/年度	75	277	-202	39	497	-458	95	0	95	423	332	91	196	60	136
2014	73	251	-178	57	472	-415	74	1	73	464	323	141	178	43	135
2015	69	260	-191	46	496	-450	71	0	71	462	373	89	188	56	132
2016	81	253	-172	55	506	-451	71	0	71	544	414	130	175	56	119
2017	76	238	-162	48	465	-417	122	0	122	1,178	879	299	216	72	144
2018															

全国安全センター情報公開推進局

<http://joshrc.org/>

いじめ・メンタルヘルス労働者支援センター (IMC)

<http://ijimemental.web.fc2.com/> <http://ijimemakenai.blog84.fc2.com/>

表4 業務上疾病の新規支給決定件数

分類			疾病分類項目	年度				
大	小	CODE		2014	2015	2016	2017	2018
一			業務上の負傷に起因する疾病	4,511	4,204	4,127	4,221	4,263
	01		頭部又は顔面部の負傷による慢性硬膜下血腫、外傷性遅発性脳卒中、外傷性てんかん等の頭蓋内疾患	508	485	459	515	574
	02		脳、脊髄及び末梢神経等神経系の負傷による皮膚、筋肉、骨及び胸腹部臓器の疾患	58	59	49	45	42
	03		胸部又は腹部の負傷による胸膜炎、心膜炎、ヘルニア(横隔膜ヘルニア、腹膜癒痕ヘルニア等)等の胸腹部臓器の疾患	160	148	178	187	143
	04		負傷(急激な力の作用による内部組織の負傷を含む)による腰痛	3,170	2,950	2,894	2,935	2,935
	05		脊柱又は四肢の負傷による破傷風等の細菌感染症(負傷による腰痛を除く)	81	64	68	58	63
	06		皮膚等の負傷による破傷風等の細菌感染症	160	123	154	146	155
	07		業務上の負傷又は異物の侵入、残留による眼疾患その他の臓器の疾患	321	307	271	285	304
	08		爆発その他事後的な事由による風圧、音響等に起因する業務性難聴等の耳の疾患	37	34	36	23	29
	99		CODE01から08までに掲げるもの以外の業務上の負傷に起因する疾病	16	34	18	27	18
二			物理的因子による次に掲げる疾病	708	692	731	756	1,264
			(有害光線による疾病)					
1	01		紫外線にさらされる業務による前眼部疾患又は皮膚疾患	3	7	7	3	7
2	02		赤外線にさらされる業務による網膜火傷、白内障等の眼疾患又は皮膚疾患	1	2	1		
3	03		レーザー光線にさらされる業務による網膜火傷等の眼疾患又は皮膚疾患		1	2	3	1
4	04		マイクロ波にさらされる業務による白内障等の眼疾患	1				1
5	05		電離放射線にさらされる業務による急性放射線症、皮膚潰瘍等の放射線皮膚障害、白内障等の放射線眼疾患、放射線肺炎、再生不良性貧血等の造血器障害、骨壊死その他の放射線障害	1			2	1
			(皮膚障害)					
			(白内障)					
			(急性放射線症)					
			(再生不良性貧血)					
			(造血器障害)					
			(異常気圧による疾病)					
6	06		高圧室内作業又は潜水作業に係る業務による潜函病又は潜水病	12	8	10	10	8
7	07		気圧の低い場所における業務による高山病又は航空減圧症	11	15	16	11	15
			(異常温度条件による疾病)					
8	08		暑熱な場所における業務による熱中症	332	323	373	414	879
9	09		高熱物体を取り扱う業務による熱傷	22	10	31	20	30
10	10		寒冷な場所における業務又は低温物体を取り扱う業務による凍傷	38	33	25	36	42
11	11		著しい騒音を発する場所における業務による難聴等の耳の疾患	287	291	265	257	279
12	12		超音波にさらされる業務による手指等の組織壊死					
13	99		1から12までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他物理的因子にさらされる業務に起因することの明らかな疾病		2	1		1
三			身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する次に掲げる疾病	1,406	1,323	1,308	1,322	1,391
1	01		重激な業務による筋肉、腱、骨若しくは関節の疾患又は内臓脱(腰痛を除く。)	244	214	189	143	121
2	02		重量物を取り扱う業務、腰部に過度の負担を与える不自然な作業姿勢により行う業務その他腰部に過度の負担のかかる業務による腰痛(負傷に起因する腰痛を除く。)	52	39	49	49	68
3	03		ざく岩機、鋸打ち機、チェーンソー等の機械器具の使用により身体に振動を与える業務による手指、前腕等の抹梢循環障害、抹梢神経障害又は運動器障害	281	276	286	291	281
4	04-09		電子計算機への入力を反復して行う業務その他上肢に過度の負担のかかる業務による後頭部、頸部、肩甲帯、上腕、前腕又は手指の運動器障害	823	787	780	834	916
5	99		1から4までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に起因することの明らかな疾病	6	7	4	5	5

労働安全衛生をめぐる状況

分類		疾病分類項目	年度				
大	小 CODE		2014	2015	2016	2017	2018
四		化学物質等による次に掲げる疾病	228	192	191	213	210
1	01	労働大臣の指定する単体たる化学物質及び化合物（合金を含む。）にさらされる業務による疾病であって、労働大臣が定めるもの（内訳は表6参照）	82	78	70	71	62
2	02	フッ素樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による悪寒、発熱等の症状を伴う呼吸器疾患		1			
	03	塩化ビニル樹脂、アクリル樹脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による眼粘膜及び気道粘膜の炎症等の疾患		1		3	3
3	04	すす、鉱物油、うるし、タール、セメント、アミン系の樹脂硬化剤等にさらされる業務による皮膚疾患	11	16	17	11	14
4	05	蛋白分解酵素にさらされる業務による皮膚炎、結膜炎又は鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患	5	3	4	1	1
5	06	木材の粉じん、獣毛のじんあい等を飛散する場合における業務又は抗生物質等にさらされる業務によるアレルギー性の鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患	2	3	1	4	2
6	07	落綿等の粉じんを飛散する場所における業務による呼吸器疾患	13	6	11	3	5
7		石綿にさらされる業務による良性石綿胸水又はびまん性胸膜肥厚	82	67	55	88	87
	08	（良性石綿胸水）	(32)	(20)	(20)	(39)	(34)
	09	（びまん性胸膜肥厚）	(50)	(47)	(35)	(49)	(53)
8	10	空気中の酸素濃度の低い場所における業務による酸素欠乏症	12	4	14	8	8
9	99	1から8までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他化学物質等にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	21	13	19	24	28
五	56	粉じんを飛散する場合における業務によるじん肺症又はじん肺法（昭和35年法律第30号）に規定するじん肺と合併したじん肺法施行規則（昭和35年労働省令第6号）第1条各号に掲げる疾病	438	329	321	332	277
	01	（管理4）	(132)	(85)	(102)	(111)	(96)
	02	（肺結核）	(7)	(4)	(2)	(4)	(3)
	03	（結核性胸膜炎）	(3)				
	04	（続発性気管支炎）	(208)	(179)	(149)	(149)	(120)
	05	（続発性気管支拡張症）	(2)	(2)	(3)	(2)	(3)
	06	（続発性気胸）	(21)	(15)	(17)	(25)	(15)
	07	（原発性肺がん）	(65)	(44)	(48)	(41)	(40)
六		細菌、ウイルス等の病原体による次に掲げる疾病	142	186	129	115	133
1	01-04	患者の診療若しくは看護の業務、介護の業務又は研究その他の目的で病原体を取り扱う業務による伝染性疾患	103	127	101	74	94
	01	（患者の診療の業務）	(10)	(11)	(9)	(15)	(10)
	02	（患者の看護の業務）	(35)	(46)	(37)	(25)	(32)
	03	（介護の業務）	(55)	(65)	(51)	(31)	(49)
	04	（研究その他の目的で病原体を取り扱う業務）	(3)	(5)	(4)	(3)	(3)
2	05	動物若しくはその死体、獣毛、革その他動物性の物又はほろ等の古物を取り扱う業務によるブルセラ症、炭疽病等の伝染性疾患	3	4	2	1	7
3	06	湿潤地における業務によるワイル病等のレプトスピラ症	3	4	2	1	
4	07	屋外における業務による恙虫病	15	15	10	9	7
5	99	1から4までに掲げるもののほか、これらの疾患に付随する疾患その他細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	18	36	14	30	25
七		がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による次に掲げる疾病	933	922	946	924	929
1	01	ベンジジンにさらされる業務による尿路系腫瘍	2	8	2	2	3
2	02	ペーターナフチルアミンにさらされる業務による尿路系腫瘍	1	5	4	3	1
3	03	4-アミノジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍					
4	04	4-ニトロジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍					
5	05	ビス（クロロメチル）エーテルにさらされる業務による肺がん					
7	06	ベンゾトリクロライドにさらされる業務による肺がん					

分類 大 小	CODE	疾病分類項目	年度				
			2014	2015	2016	2017	2018
8	07-08	石綿にさらされる業務による肺がん又は中皮腫	920	902	926	899	910
	07	(石綿に曝される業務による肺がん)	(391)	(363)	(386)	(335)	(376)
	08	(石綿に曝される業務による中皮腫)	(529)	(539)	(540)	(564)	(534)
9	09	ベンゼンにさらされる業務による白血病					
10	10-11	塩化ビニルにさらされる業務による肝血管肉腫又は肝細胞がん					
13	12-18	電離放射線にさらされる業務による白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫、甲状腺がん、多発性骨髄腫又は非ホジキンリンパ腫	1	1	2	2	2
	12	(白血病)		(1)	(1)	(1)	
	13	(肺がん)					(1)
	14	(皮膚がん)	(1)			(1)	
	15	(骨肉腫)					
	16	(甲状腺がん)			(1)		(1)
	17	(多発性骨髄腫)					
14	19	オーラミンを製造する工程における業務による尿路系腫瘍					
15	20	マゼンタを製造する工程における業務による尿路系腫瘍					
16	21	コークス又は発生炉ガスを製造する工程における業務による肺がん	1	4	2	10	10
17	22	クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん又は上気道のがん				2	
18	23	ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による肺がん又は上気道のがん					
19	24	砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による肺がん又は皮膚がん					
20	25	すす、鉱物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務による皮膚がん	1		1		1
6	26	ベリリウムにさらされる業務による肺がん		1			
11	27	1,2-ジクロロプロパンにさらされる業務による胆管がん	6	1	1	1	
12	28	ジクロロメタンにさらされる業務による胆管がん	1		1	1	1
21	99	1から17までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他がん原性物質若しくはがん原性因子にさらされる業務又はがん原性工程における業務に起因することの明らかな疾病			7	4	1
八	01	長期間にわたる長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務による脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、高血圧性脳症、心筋梗塞、狭心症、心停止(心臓性突然死を含む。)若しくは解離性大動脈瘤又はこれらの疾病に付随する疾病	277	251	260	253	238
		(脳血管疾患)	(166)	(162)	(154)	(159)	(142)
		(虚血性心疾患等)	(111)	(89)	(106)	(94)	(96)
九	01	人の生命に関わる事故への遭遇その他心理的に過度の負担を与える事象を伴う業務による精神及び行動の障害又はこれに付随する疾病	497	472	498	506	465
十		前各号に掲げるもののほか、中央労働基準審議会の議を経て労働大臣の指定する疾病	1	2	1	2	0
	01	超硬合金の粉じんを飛散する場所における業務による気管支肺疾患	(1)	(1)	(1)	(2)	
	02	亜鉛黄又は黄鉛を製造する工程における業務による肺がん					
	03	ジアニシジンにさらされる業務による尿路系腫瘍		(1)			
十一	01	その他業務に起因することの明らかな疾病	0	1	0	0	0
		[非災害性脳血管疾患] 2010年度以降第八号へ移行					
		[非災害性虚血性心疾患等] 2010年度以降第八号へ移行					
		[精神障害等] 2010年度以降第九号へ移行					
		合計	9,141	8,574	8,512	8,644	9,170
		A: 具体的列挙規定に係る業務上疾病の合計	9,096	8,515	8,467	8,581	9,110
		B: 包括的救済規定に係る業務上疾病の合計	45	59	45	63	60
		A/(A+B)	99.5%	99.3%	99.5%	99.3%	99.3%

注) 「分類」の「CODE」は「傷病性質コード」。(1) 同一労働災害で異なる性質の疾病を受けた場合又は同一の業務で異なる有害因子を二以上かけて複合的な疾病が発生した場合は、比較的重い傷病性質により分類すること。(2) その数種の傷病の重さが同程度である場合は、この表の上位のコード(小さな番号)に分類する。(3) 原疾患に付随して生じた疾病については、原疾患と同一コードに分類する。

労働安全衛生をめぐる状況

表5 業務上疾病の新規請求件数、支給・不支給決定件数(情報が開示されているもの)

分類	疾病分類項目(労基則別表第1の2)	2016(平成28)年度			2017(平成29)年度			2018(平成30)年度		
		請求	支給	不支給	請求	支給	不支給	請求	支給	不支給
三二	重量物を取り扱う業務、腰部に過度の負担を与える不自然な作業姿勢により行う業務その他腰部に過度の負担のかかる業務による腰痛	139	49	91	140	49	75	187	68	109
三四	せん孔、印書、電話交換又は速記の業務、金銭登録機を使用する業務、引金付き工具を使用する業務その他上肢に過度の負担のかかる業務による手指の痙攣、手指、前腕等の腱、腱鞘若しくは腱周囲の炎症又は頸肩腕症候群	1,127	780	347	1,326	834	384	1,542	916	474
七	がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による次に掲げる疾病	1,050	946	65	1,040	922	61	1,099	931	99
1	ベンジジンにさらされる業務による尿路系腫瘍	2	2	0	3	2	0	3	3	1
2	ベーターナフチルアミンにさらされる業務による尿路系腫瘍	4	4	0	2	3	0	2	1	0
3	4-アミノジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4	4-ニトロジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	ビス(クロロメチル)エーテルにさらされる業務による肺がん	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6	ペリリウムにさらされる業務による肺がん	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7	ベンゾトリクロライドにさらされる業務による肺がん	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8	石棉にさらされる業務による肺がん	595	540	12	571	564	12	649	534	31
9	石棉にさらされる業務中皮腫	427	386	44	443	335	44	417	376	61
10	ベンゼンにさらされる業務による白血病	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11	塩化ビニルにさらされる業務による肝血管肉腫	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12	1,2-ジクロロプロパンにさらされる業務による胆管がん	1	1	0	0	1	0	2	0	0
13	ジクロロメタンロパンにさらされる業務による胆管がん	6	1	4	4	1	1	3	1	2
14	電離放射線にさらされる業務による白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫、甲状腺がん、多発性骨髄腫又は非ホジキンリンパ腫	3	2	0	0	0	0	0	2	0
15	オーラミンを製造する工程における業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16	マゼンタを製造する工程における業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17	コークス又は発生炉ガスを製造する工程における業務による肺がん	2	2	0	7	10	1	9	10	0
18	クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん又は上気道のがん	0	0	0	2	2	0	2	2	0
19	ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による肺がん又は上気道のがん	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20	砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による肺がん又は皮膚がん	0	0	0	0	0	0	1	1	0
21	すず、鉱物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務による皮膚がん	3	1	1	0	0	0	0	0	0
22	1から17までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他がん原性物質若しくはがん原性因子にさらされる業務又はがん原性工程における業務に起因することの明らかな疾病	7	7	4	8	4	3	11	1	4
十	亜鉛黄又は黄鉛を製造する工程における業務による肺がん	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ジアニジンにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0	0	0	0
八	非災害性脳血管疾患	518	154	274	525	159	252	550	142	285
	非災害性虚血性心疾患等	307	106	146	315	94	159	327	96	166
九	精神障害等	1,586	498	857	1,732	506	1,039	1,820	465	996
	請求・不支給件数が判明しているものの合計	4,727	2,533	1,780	5,078	2,564	1,970	5,525	2,618	2,129
		救済率①	救済率②	救済率①	救済率②	救済率①	救済率②			
		53.6%	58.7%	50.5%	56.6%	47.4%	55.2%			

表6 化学物質による業務上疾病(第四号1)の内訳別新規支給決定件数

大	小	分類		疾病分類項目	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	1996～ 合計
		CODE	枝番												
四	1			労働大臣の指定する単体たる化学物質及び化合物(合金を含む)にさらされる業務による疾病であって、労働大臣が定めるもの	71	72	79	74	69	82	79	70	71	62	2,034
		1		アンモニア	1		4	2	1	1	4	1	2	1	41
		2		塩酸(塩化水素を含む)	4	2		2	2	3	1	6	1		62
		3		硝酸	1			2		1			1	2	39
		4		水酸化カリウム		3	3	1	2	2			3	2	29
		5		水酸化ナトリウム	13	8	6	7	10	7	8	5	10	3	198
		6		水酸化リチウム											0
		7		弗化水素酸(弗化水素を含む。以下同じ)	2	2		1	1	3	3	3	2		66
		8		硫酸	2	1	1	2		1	1	1			33
		9		亜鉛等の金属ヒューム		2	2	2			1	1	1	2	42
		10		アルキル水銀化合物(アルキル基がメチル基又はエチル基である物に限る。以下同じ)											0
		11		アンチモン及びその化合物											0
		12		塩化亜鉛			1								9
		13		塩化白金酸及びその化合物											0
		14		カドミウム及びその化合物											0
		15		クロム及びその化合物	1	1	3		2	2	1				24
		16		コバルト及びその化合物						1					10
		17		四アルキル鉛化合物											0
		18		水銀及びその化合物(アルキル水銀化合物を含む)											12
		19		セレン及びその化合物(セレン化水素を除く)			1								2
		20		セレン化水素											1
		21		鉛及びその化合物(四アルキル鉛化合物を除く)	1	4	4	3		2	1			1	39
		22		ニッケルカルボニル		2									4
		23		バナジウム及びその化合物	1										1
		24		砒化水素											2
		25		砒素及びその化合物(砒化水素を除く)	1										4
		26		ブチル錫							1		1		14
		27		バリウム及びその化合物	1					1	2				6
		28		マンガン及びその化合物					1		1		6		14
		29		塩素	6	4	2	8	2	5	2	5		5	100
		30		臭素	1			1							9
		31		弗素及びその無機化合物(弗化水素酸を除く)		1		1					1	2	19
		32		沃素											0
		33		一酸化炭素	16	19	21	24	22	28	24	27	24	22	504
		34		黄りん									1		1
		35		カルシウムシアナミド											1
		36		シアン化水素、シアン化ナトリウム等のシアン化合物		1				1				1	9
		37*		二酸化硫黄					1						7
		38		二酸化窒素		1	1			1	2	1		1	27
		39		二酸化炭素			1								8
		40		ヒドラジン			1								6
		41		ホスゲン			1					1			6
		42		ホスフィン											1
		43		硫化水素		2	4	1	7	8	3	3	2	2	75
		44		塩化ビニル						1					1

労働安全衛生をめぐる状況

大	小	分類	疾病分類項目	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	1996～ 合計
		CODE												
	45		塩化メチル											0
	46		クロロブレン											1
	47*		クロロホルム											5
	48*		四塩化炭素											2
	49*		1・2-ジクロロエタン(別名二塩化エチレン)											0
	50*		1・2-ジクロロエチレン(別名二塩化アセチレン)											1
	51*		ジクロロメタン	2		2	1	1						22
	52		臭化エチル											1
	53		臭化メチル			1	2							19
	54*		1・1・2・2-テトラクロロエタン(別名四塩化アセチレン)											0
	55*		テトラクロロエチレン(別名パークロロエチレン)											3
	56*		1・1・1-トリクロロエタン											5
	57*		1・1・2-トリクロロエタン											0
	58*		トリクロロエチレン			1	1	2	1	1			1	15
	59*		ノルマルヘキサン			1								11
	60		沃化メチル	1										1
	61		アクリル酸エチル		1									1
	62		アクリル酸ブチル										1	1
	63		アクロレイン											1
	64*		アセトン	1	1	2		2	1					21
	65*		イソアミルアルコール(別名イソペンチルアルコール)											2
	66*		エチルエーテル											1
	67		エチレンクロロヒドリン											0
	68*		エチレングリコールモノメチルエーテル(別名メチルセロソルブ)											1
	69*		酢酸アミル											0
	70*		酢酸エチル		1			1				1	1	9
	71*		酢酸ブチル											3
	72*		酢酸プロピル											2
	73*		酢酸メチル											0
	74		2-シアノアクリル酸メチル											0
	75		ニトログリコール											2
	76		ニトログリセリン											0
	77		2-ヒドロキシエチルメタクリレート	1										2
	78		ホルムアルデヒド			1		1	2	1	1	2	1	21
	79		メタクリル酸メチル											1
	80*		メチルアルコール	1		1	1					1	1	17
	81		メチルブチルケトン											2
	82*		硫酸ジメチル											4
	83		アクリルアミド		1									2
	84		アクリルニトリル		1	1				1				4
	85		エチレンイミン	1										5
	86		エチレンジアミン											4
	87		エピクロロヒドリン											9
	88		酸化エチレン	1		1				1		1		13
	89		ジアゾメタン											0
	90		ジメチルアセトアミド				1							4
	91*		ジメチルホルムアミド	1			1	1		1				23
	92		ヘキサメチレンジイソシアネート	1				1	2					5

大	分類		疾病分類項目	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	1996～ 合計
	小	CODE												
		93	無水マレイン酸											2
		94	イソホロンジイソシアネート											2
		95*	シクロヘキサノール											1
		96*	シクロヘキサン											2
		97	ジシクロヘキシルメタン-4,4'-ジイソシアネート											5
		98*	キシレン		1	3	3	3		2		1	1	49
		99*	スチレン							1				6
		100*	トルエン	5	6	2	4	4	3	7	6	4	1	127
		101	パラ-tert-ブチルフェノール											0
		102	ベンゼン	2		1							1	4
		103	塩素化ナフタリン									1		1
		104	塩素化ビフェニル(別名PCB)											0
		105*	ベンゼンの塩化物		2				1	1				6
		106	アニシジン											3
		107	アニリン			1				1				7
		108	クロルジニトロベンゼン											0
		109	4,4'-ジアミノジフェニルメタン											0
		110	ジニトロフェノール											1
		111	ジニトロベンゼン											0
		112	ジメチルアニリン											1
		113	トリニトロトルエン(別名TNT)	1										1
		114	2,4,6-トリニトロフェニルメチルニトロアミン(別名テトリル)											0
		115	トルイジン											0
		116	パラ-ニトロアニリン											4
		117	パラ-ニトロクロルベンゼン		1									3
		118	ニトロベンゼン					1						2
		119	パラ-フェニレンジアミン		1	1			2	3	1		4	25
		120	フェネチジン											0
		121*	クレゾール											2
		122	クロルヘキシジン											0
		123	トリレンジイソシアネート(別名TDI)		1					1				14
		124	1,5-ナフチレンジイソシアネート								1			1
		125	ビスフェノールA型及びF型エポキシ樹脂		1				1	1		2		15
		126	フェニルフェノール											0
		127	フェノール(別名石炭酸)	1					1					9
		128	オルト-フタロジニトリル											0
		129	ベンゾトリクロライド								1			1
		130	無水トリメリット酸											0
		131	無水フタル酸											0
		132	メチレンビスフェニルイソシアネート(別名MDI)				1				2	1	1	15
		133	4-メトキシフェノール								1			1
		134	りん酸トリ-オルト-クレジル			1								2
		135	レゾルシン											3
		136*	1,4-ジオキサン											0
		137*	テトラヒドロフラン	1										3
		138	ピリジン											1

労働安全衛生をめぐる状況

分類		疾病分類項目	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	1996～ 合計
大	小												
	139	有機りん化合物（ジチオリン酸O-エチル=S・S-ジフェニル（別名EDDP）、ジチオリン酸O・O-ジエチル=S・(2-エチルチオエル)（別名エチルチオモン）、チオリン酸O・O-ジエチル=O-2イソプロピル-4-メチル6-ピリミジニル（別名ダイアジノン）、チオリン酸O・O-ジメチル=O-4-ニトロ-メタトリル（別名MEP）、チオリン酸S-ベニル=O・O-ジイソプロピル（別名IBP）、フェニルホスホノチオン酸O-エチル=O-パラ-ニトロフェニル（別名EPN）、りん酸2・2-ジクロルピニル=ジメチル（別名DDVP）及びりん酸/パラ-メチルチオフェニル=ジプロピル（別名プロバホス）		1	2	1			1	1		2	28
	140	カーバメート系化合物（メチルアルバミド酸オルト-セコンダリー-ブチルフェニル（別名BPMC）、メチルカルバミド酸メタ-トリル（別名MTMC）及びN-（メチルカルバモイルオキシ）チオアセトイミド酸S-メチル（別名メソミル）				1							3
	141	2・4-ジクロルフェニル=パラ-ニトロフェニル=エーテル（別名NIP）											0
	142	ジチオカーバメート系化合物（エチレンビス（ジチオカルバミド酸）亜鉛（別名ジネブ）及びエチレンビス（ジチオカルバミド酸）マンガ（別名マンネブ）								1		1	2
	143	N-(1・1・2・2-テトラクロルエチルチオ)-4-シクロヘキササン-1・2-ジカルボキシミド（別名ダイホルタン）											0
	144	トリクロルニトロメタン（別名クロルピクリン）								1			1
	145	二塩化1・1'-ジメチル-4・4'-ビピリジニウム（別名パラコート）			1								4
	146	パラ-ニトロフェニル=2・4・6-トリクロルフェニル=エーテル（別名CNP）											0
	147	プラストサイジンS											0
	148	6・7・8・9・10・10-ヘキサクロル-5・5a・6・9・9a-ヘキサヒドロ-6・9-メタノ-2・4・3-ベンゾジオキサチエピン3-オキシド（別名ベンゾエピン）											0
	149	ペンタクロルフェノール（別名PCP）											0
	150	モノフルオル酢酸ナトリウム											0
	151	硫酸ニコチン											0
	152	アジ化ナトリウム					1						1
	153	インジウム及びその化合物											0
	154	2,3-エポキシプロピル=フェニルエーテル											0
	155	過酸化水素							1			1	2
	156	グルタルアルデヒド											0
	157	タリウム及びその化合物									1		1
	158	テトラメチルチウラムジスルフィド											0
	159	N-（トリクロロメチルチオ）-1,2,3,6-テトラヒドロフタルイミド											0
	160	二亜硫酸ナトリウム											0
	161	ニッケル及びその化合物									1	1	2
	162	ヒドロキノン 皮膚障害											0
	163	1-プロモプロパン											0
	164	2-プロモプロパン											0
	165	ヘキサヒドロ-1,3,5-トリニトロ-1,3,5-トリアジン											0
	166	ペルオキシ二硫酸アンモニウム											0
	167	ペルオキシ二硫酸カリウム											0
	168	ロジウム及びその化合物											0

注) *: 有機溶剤中毒予防規則該当物質。合計には1996～2003年度分も含まれている。
厚生労働省資料により、全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

表7-1 傷病別長期療養者推移状況(2018年度)

区分	療養開始後1年以上経過した者の推移						本年度末療養中の内訳			
	前年度末療養中	新規該当者 (再発を含む)	治ゆ又は 中断者	死亡	傷病(補償)年金 移行	本年度末療養中	1年以上 1年6か月 未満	1年6か月 以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上
じん肺患者	5,480	292	47	573	107	5,045	101	99	202	5,543
せき髄損傷患者	384 (73)	429 (68)	361 (63)	1 (-)	55 (8)	396 (70)	168 (33)	70 (10)	65 (13)	93 (14)
外傷性の脳中枢 損傷患者	704 (257)	564 (190)	505 (189)	13 (5)	66 (24)	684 (229)	218 (72)	137 (50)	151 (51)	178 (56)
頭頸部外傷症 候群患者	477 (130)	425 (148)	421 (139)	2 (-)	8 (2)	471 (137)	133 (41)	87 (31)	104 (29)	147 (36)
頸肩腕症候群 患者	155	85	75	-	-	165	32	26	19	88
腰痛患者	627	624	579	1	-	671	206	147	120	198
一酸化炭素 中毒患者	5	8	6	-	-	7	3	2	-	2
振動障害 患者	5,240	282	286	68	-	5,168	159	117	247	4,645
その他の患者	23,966 (4,100)	29,734 (5,920)	25,852 (5,196)	395 (9)	77 (4)	26,376 (4,811)	10,091 (2,312)	4,976 (852)	4,836 (900)	6,473 (747)
骨折	11,919 (3,019)	18,451 (4,587)	16,732 (4,023)	52 (7)	23 (1)	13,563 (3,575)	6,583 (1,863)	2,729 (614)	2,474 (646)	1,777 (452)
切断	509 (12)	648 (10)	650 (8)	- (-)	2 (-)	505 (14)	219 (5)	110 (2)	93 (3)	83 (4)
関節の障害	3,433 (415)	4,508 (596)	3,946 (508)	9 (-)	3 (1)	3,983 (502)	1,564 (229)	938 (104)	819 (97)	662 (72)
打撲傷	1,192 (233)	1,519 (336)	1,442 (319)	5 (-)	4 (1)	1,260 (249)	488 (98)	263 (49)	221 (49)	288 (53)
創傷	878 (94)	1,227 (120)	1,249 (130)	1 (-)	- (-)	855 (84)	329 (31)	190 (18)	154 (18)	182 (17)
その他	6,035 (327)	3,381 (271)	2,833 (208)	328 (2)	45 (1)	6,210 (387)	908 (86)	746 (65)	1,075 (87)	3,481 (149)
合計	38,038 (4,560)	32,443 (6,326)	29,132 (5,587)	1,053 (14)	313 (38)	39,983 (5,247)	11,111 (2,458)	5,661 (943)	5,744 (993)	17,467 (853)

注) ()は通勤災害に係る件数で内数である。

厚生労働省労働基準局「労災保険事業年報」により、全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

表7-2 年度別・傷病別長期(1年以上)療養者数

年度	じん肺患者	せき髄損傷患者	外傷性の脳中枢損傷患者	頭頸部外傷症候群患者	頸肩腕症候群患者	腰痛患者	一酸化炭素中毒患者	振動障害患者	その他の患者							合計
										骨折	切断	関節の障害	打撲傷	創傷	その他	
2008	9,764	405	743	512	160	654	5	7,043	17,111	8,700	456	1,936	1,221	712	4,086	36,397
2009	9,498	367	716	506	158	672	5	6,723	16,915	8,459	457	1,971	1,180	719	4,129	35,560
2010	9,152	359	649	492	150	685	9	6,451	16,881	8,272	453	2,011	1,097	725	4,323	34,828
2011	9,122	362	645	492	150	694	9	6,449	16,949	8,301	454	2,001	1,104	728	4,361	34,872
2012	8,556	411	785	531	157	650	4	5,960	19,895	9,915	508	2,565	1,189	803	4,915	36,949
2013	8,182	373	792	513	153	615	5	5,750	21,025	10,506	498	2,767	1,231	808	5,215	37,408
2014	7,754	431	760	490	148	613	5	5,639	21,723	10,880	513	2,889	1,187	802	5,452	37,563
2015	7,321	400	734	459	163	626	4	5,518	22,693	11,570	487	2,915	1,203	785	5,733	37,918
2016	6,874	380	674	446	161	677	5	5,393	22,748	11,451	510	2,969	1,205	804	5,809	37,358
2017	6,477	383	702	478	154	625	5	5,240	23,871	11,874	509	3,411	1,181	876	6,020	37,935
2018	6,045	396	684	471	165	671	7	5,168	26,376	13,563	505	3,983	1,260	855	6,210	39,983

労働安全衛生をめぐる状況

表8 都道府県別の死亡災害・死傷災害発生状況、労災保険適用状況及び給付種類別受給者数(2018年度/年*)

都道府県	労災保険適用事業場数	労災保険適用労働者数	死亡災害発生状況*	死傷災害発生状況(休業4日以上)*	労災保険新規受給者数	障害(補償)給付			傷病(補償)年金新規受給者数	障害・傷病新規受給者数合計
						新規受給者数	一時金	年金		
北海道	138,348	2,078,871	63	6,836	34,835	969	866	103	56	1,025
青森	29,914	435,320	11	1,278	5,068	162	147	15	4	166
岩手	28,591	452,975	16	1,351	7,309	122	104	18	6	128
宮城	50,711	906,825	23	2,589	13,081	328	303	25	2	330
秋田	23,980	353,919	13	1,166	5,119	113	104	9	5	118
山形	26,461	394,850	9	1,313	6,946	122	108	14	10	132
福島	46,173	765,955	13	2,037	9,735	256	225	31	3	259
茨城	55,495	1,040,577	24	3,120	12,113	431	391	40	9	440
栃木	39,167	782,840	14	1,930	8,815	222	193	29	8	230
群馬	43,076	806,609	20	2,432	11,815	458	425	33	6	464
埼玉	108,188	2,249,412	35	6,216	37,469	822	738	84	10	832
千葉	93,139	1,869,011	28	5,535	28,495	721	654	67	4	725
東京	417,131	14,848,629	63	10,486	93,777	1,538	1,398	140	32	1,570
神奈川	143,527	3,126,375	34	6,920	42,745	1,093	976	117	14	1,107
新潟	55,419	941,288	16	2,680	14,593	349	325	24	3	352
富山	26,873	464,625	18	1,192	5,755	166	151	15	9	175
石川	28,232	483,340	15	1,250	6,704	182	172	10	3	185
福井	22,190	347,380	10	1,033	4,524	156	144	12	5	161
山梨	18,778	291,141	7	830	3,884	71	65	6		71
長野	50,689	839,257	19	2,164	11,103	232	204	28	11	243
岐阜	46,318	799,155	16	2,193	10,988	344	311	33	10	354
静岡	86,066	1,525,189	33	4,429	22,202	557	512	45	5	562
愛知	151,596	3,782,656	45	7,117	40,499	1,278	1,183	95	18	1,296
三重	39,299	681,311	17	2,230	10,103	430	404	26	8	438
滋賀	27,423	513,585	11	1,403	7,997	356	340	16	2	358
京都	59,459	1,095,796	9	2,478	13,059	551	504	47	6	557
大阪	224,305	4,997,789	72	8,972	51,174	2,117	1,965	152	27	2,144
兵庫	106,194	1,960,603	36	5,042	25,592	1,170	1,077	93	10	1,180
奈良	25,382	337,125	10	1,387	5,967	270	254	16	2	272
和歌山	26,748	327,226	6	1,153	5,056	247	232	15	2	249
鳥取	13,960	195,664	1	535	2,833	73	65	8	1	74
島根	18,198	251,942	4	744	3,809	76	69	7	1	77
岡山	44,801	807,267	15	2,199	10,401	504	463	41	25	529
広島	66,627	1,310,667	28	3,178	16,636	584	528	56	9	593
山口	32,161	551,107	14	1,293	6,455	207	191	16	6	213
徳島	18,009	257,473	12	822	3,512	226	214	12	4	230
香川	23,287	403,469	8	1,238	5,281	193	170	23	3	196
愛媛	35,166	522,313	13	1,525	6,714	330	297	33	5	335
高知	18,627	247,466	9	954	4,518	171	154	17	4	175
福岡	119,251	2,229,182	36	5,580	25,679	1,043	972	71	10	1,053
佐賀	18,051	296,007	7	1,270	4,704	143	137	6	2	145
長崎	32,165	480,479	9	1,499	6,066	198	179	19	3	201
熊本	42,872	632,897	14	2,007	8,544	259	237	22	14	273
大分	27,916	425,735	7	1,278	5,055	242	217	25	4	246
宮崎	27,571	365,645	9	1,334	6,194	188	161	27	2	190
鹿児島	38,528	565,416	13	1,936	8,320	262	237	25	2	264
沖縄	35,637	524,929	4	1,175	5,270	138	122	16	1	139
合計	2,851,699	59,567,292	909	127,329	686,513	20,670	18,888	1,782	386	21,056

注) 表1注参照(死傷災害は労働者死傷病報告による)。厚生労働省資料により、全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

都道府県	葬祭料・ 葬祭給付 受給者数	遺族(補償)給付			新規年金 受給者数 合計	合計	各年度末年金受給者数					
		新規受 給者数	一時金	年金			計	傷病(補償)年金			障害(補 償)年金	遺族(補 償)年金
								じん肺	せき損	その他		
北海道	265	293	88	205	364	13,874	432	305	56	71	5,186	8,256
青森	20	24	7	17	36	1,858	55	5	31	19	718	1,085
岩手	36	43	7	36	60	2,572	95	5	68	22	814	1,663
宮城	46	62	22	40	67	4,092	144	10	96	38	1,124	2,824
秋田	26	33	7	26	40	1,873	49	8	24	17	703	1,121
山形	31	37	6	31	55	1,792	73	28	30	15	680	1,039
福島	34	52	11	41	75	3,500	83	7	47	29	1,253	2,164
茨城	48	66	14	52	101	3,909	77	22	18	37	1,773	2,059
栃木	46	52	15	37	74	2,965	98	26	39	33	1,187	1,680
群馬	33	43	13	30	69	3,208	126	45	45	36	1,438	1,644
埼玉	99	120	33	87	181	6,463	83	6	34	43	3,326	3,054
千葉	87	94	20	74	145	6,127	96	3	42	51	3,023	3,008
東京	234	280	63	217	389	15,468	245	84	70	91	7,021	8,202
神奈川	156	174	52	122	253	9,114	153	29	64	60	4,227	4,734
新潟	48	50	10	40	67	4,349	145	34	73	38	1,617	2,587
富山	44	44	11	33	57	2,435	68	28	22	18	914	1,453
石川	23	35	9	26	39	1,788	29	13	6	10	674	1,085
福井	30	31	9	22	39	1,655	37	7	15	15	610	1,008
山梨	9	14	2	12	18	1,276	28	5	17	6	474	774
長野	37	50	12	38	77	3,423	92	40	24	28	1,297	2,034
岐阜	42	51	14	37	80	4,170	129	77	33	19	1,771	2,270
静岡	78	106	27	79	129	6,573	65	34	14	17	3,397	3,111
愛知	150	181	60	121	234	11,040	155	66	42	47	5,648	5,237
三重	51	61	13	48	82	3,736	185	152	11	22	1,593	1,958
滋賀	25	31	8	23	41	2,245	74	20	30	24	980	1,191
京都	41	50	11	39	92	3,934	62	28	15	19	1,920	1,952
大阪	223	257	68	189	368	16,170	269	118	56	95	8,039	7,862
兵庫	150	184	37	147	250	9,824	146	44	39	63	4,078	5,600
奈良	32	36	11	25	43	1,860	30	6	18	6	807	1,023
和歌山	31	36	14	22	39	2,132	56	33	7	16	876	1,200
鳥取	10	8	2	6	15	982	22	3	11	8	413	547
島根	13	13	4	9	17	1,391	34	17	8	9	535	822
岡山	105	121	41	80	146	4,636	207	158	25	24	1,565	2,864
広島	131	137	32	105	170	6,295	124	24	37	63	2,710	3,461
山口	45	56	12	44	66	3,103	56	14	21	21	1,129	1,918
徳島	34	38	7	31	47	1,650	28	2	15	11	697	925
香川	26	31	3	28	54	2,174	68	5	41	22	901	1,205
愛媛	45	52	15	37	75	2,988	86	10	37	39	1,109	1,793
高知	23	27	8	19	40	1,857	46	5	22	19	802	1,009
福岡	107	130	35	95	176	8,367	214	76	65	73	3,393	4,760
佐賀	20	27	10	17	25	1,435	77	19	44	14	502	856
長崎	44	69	26	43	65	3,070	302	255	29	18	784	1,984
熊本	37	49	15	34	70	3,059	272	169	50	53	987	1,800
大分	22	32	6	26	55	2,426	95	34	37	24	845	1,486
宮崎	25	29	12	17	46	1,995	102	29	53	20	796	1,097
鹿児島	31	43	7	36	63	2,492	77	10	45	22	988	1,427
沖縄	16	20	5	15	32	987	53	7	29	17	446	488
合計	2,909	3,472	914	2,558	4,726	202,332	5,242	2,125	1,655	1,462	85,770	111,320

注) 表1注参照(死傷災害は労働者死傷病報告による)。厚生労働省資料により、全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

労働安全衛生をめぐる状況

表9 都道府県別の業務上疾病の新規支給決定件数(2018年度)

分類			疾病分類項目	1	2	3	4	5	6
大	小	CODE		北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形
一			業務上の負傷に起因する疾病	266	34	58	57	25	56
	01		頭部又は顔面部の負傷による慢性硬膜下血腫、外傷性遅発性脳卒中、外傷性てんかん等の頭蓋内疾患	34	11	11	11	3	11
	02		脳、脊髄及び末梢神経等神経系の負傷による皮膚、筋肉、骨及び胸腹部臓器の疾患	3	0	0	0	0	0
	03		胸部又は腹部の負傷による胸膜炎、心膜炎、ヘルニア(横隔膜ヘルニア、腹膜癒痕ヘルニア等)等の胸腹部臓器の疾患	10	1	3	0	0	1
	04		負傷(急激な力の作用による内部組織の負傷を含む)による腰痛	200	20	36	41	17	43
	05		脊柱又は四肢の負傷による破傷風等の細菌感染症(負傷による腰痛を除く)	3	0	2	1	0	1
	06		皮膚等の負傷による破傷風等の細菌感染症	6	2	2	2	1	0
	07		業務上の負傷又は異物の侵入、残留による眼疾患その他の臓器の疾患	8	0	2	1	2	0
	08		爆発その他事故的な事由による風圧、音響等に起因する業務性難聴等の耳の疾患	2	0	1	1	1	0
	99		CODE01から08までに掲げるもの以外の業務上の負傷に起因する疾病	0	0	1	0	1	0
二			物理的因子による次に掲げる疾病	55	1	11	11	13	15
			(有害光線による疾病)						
1	01		紫外線にさらされる業務による前眼部疾患又は皮膚疾患	0	1	0	0	0	1
2	02		赤外線にさらされる業務による網膜火傷、白内障等の眼疾患又は皮膚疾患	0	0	0	0	0	0
3	03		レーザー光線にさらされる業務による網膜火傷等の眼疾患又は皮膚疾患	0	0	0	0	0	0
4	04		マイクロ波にさらされる業務による白内障等の眼疾患	0	0	0	0	0	0
5	05		電離放射線にさらされる業務による急性放射線症、皮膚潰瘍等の放射線皮膚障害、白内障等の放射線眼疾患、放射線肺炎、再生不良性貧血等の造血器障害、骨壊死その他の放射線障害	0	0	0	0	0	0
			(皮膚障害)						
			(白内障)						
			(急性放射線症)						
			(再生不良性貧血)						
			(造血器障害)						
			(異常気圧による疾病)						
6	06		高圧室内作業又は潜水作業に係る業務による潜函病又は潜水病	0	0	0	0	0	0
7	07		気圧の低い場所における業務による高山病又は航空減圧症	0	0	0	1	0	0
			(異常温度条件による疾病)						
8	08		暑熱な場所における業務による熱中症	9	0	6	6	11	9
9	09		高熱物体を取り扱う業務による熱傷	0	0	0	0	0	0
10	10		寒冷な場所における業務又は低温物体を取り扱う業務による凍傷	6	0	0	3	2	0
11	11		著しい騒音を発する場所における業務による難聴等の耳の疾患	40	0	5	1	0	5
12	12		超音波にさらされる業務による手指等の組織壊死	0	0	0	0	0	0
13	99		1から12までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他物理的因子にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	0	0	0	0	0	0
三			身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する次に掲げる疾病	165	3	16	23	5	5
1	01		重激な業務による筋肉、腱、骨若しくは関節の疾患又は内臓脱(腰痛を除く)	9	0	1	1	0	1
2	02		重量物を取り扱う業務、腰部に過度の負担を与える不自然な作業姿勢により行う業務その他腰部に過度の負担のかかる業務による腰痛(負傷に起因する腰痛を除く)	4	0	0	1	0	0
3	03		さく岩機、鋸打機、チェーンソー等の機械器具の使用により身体に振動を与える業務による手指、前腕等の抹梢循環障害、抹梢神経障害又は運動器障害	100	0	6	2	0	1
4	04-09		電子計算機への入力を反復して行う業務その他上肢に過度の負担のかかる業務による後頭部、頸部、肩甲帯、上腕、前腕又は手指の運動器障害	51	3	9	19	5	3
5	99		1から4までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に起因することの明らかな疾病	1	0	0	0	0	0

7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	石川	福井	山梨	長野	岐阜	静岡	愛知	三重
51	118	43	54	473	162	223	231	65	18	46	29	14	98	46	71	118	89
6	9	7	5	42	22	32	44	7	5	11	5	4	10	5	15	27	21
0	1	0	0	1	3	6	3	0	0	1	1	0	0	1	3	4	0
2	7	1	2	4	7	31	13	3	1	3	0	2	1	1	2	3	3
29	86	26	38	378	92	110	132	48	10	24	17	6	81	37	34	63	57
1	4	0	0	7	2	3	3	0	0	2	0	1	2	0	1	0	1
2	2	0	3	14	11	11	11	2	0	1	2	0	1	0	5	7	3
10	7	9	4	25	23	23	22	3	2	4	4	1	3	1	11	14	4
1	2	0	2	1	2	3	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
0	0	0	0	1	0	4	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
28	24	13	23	101	46	97	75	18	9	18	12	6	12	18	15	52	33
0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0
0	0	0	0	1	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
19	21	11	21	89	36	85	56	12	8	11	5	2	11	14	12	45	24
0	3	0	1	4	3	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3
1	0	2	1	3	3	2	1	0	0	1	0	0	0	0	2	2	0
8	0	0	0	2	4	2	15	5	0	6	7	4	0	4	0	4	6
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21	45	3	14	113	70	141	86	48	5	15	11	5	17	7	64	39	12
1	2	2	1	21	14	6	9	1	0	1	0	0	4	0	5	4	1
1	1	0	0	10	6	7	11	0	0	0	0	0	0	0	8	1	0
6	2	1	0	0	0	2	3	6	0	1	6	2	1	1	2	0	4
13	40	0	13	82	50	124	63	41	5	13	5	3	12	6	49	34	7
0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

労働安全衛生をめぐる状況

分類			疾病分類項目	25	26	27	28	29	30
大	小	CODE		滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山
一			業務上の負傷に起因する疾病	98	99	325	174	31	45
	01		頭部又は顔面部の負傷による慢性硬膜下血腫、外傷性遅発性脳卒中、外傷性てんかん等の頭蓋内疾患	12	15	40	30	6	2
	02		脳、脊髄及び末梢神経等神経系の負傷による皮膚、筋肉、骨及び胸腹部臓器の疾患	1	2	5	0	0	0
	03		胸部又は腹部の負傷による胸膜炎、心膜炎、ヘルニア(横隔膜ヘルニア、腹膜癒痕ヘルニア等)等の胸腹部臓器の疾患	0	1	6	5	1	1
	04		負傷(急激な力の作用による内部組織の負傷を含む)による腰痛	70	62	238	115	19	35
	05		脊柱又は四肢の負傷による破傷風等の細菌感染症(負傷による腰痛を除く)	3	2	5	5	1	0
	06		皮膚等の負傷による破傷風等の細菌感染症	2	4	11	8	1	2
	07		業務上の負傷又は異物の侵入、残留による眼疾患その他の臓器の疾患	9	13	20	8	3	5
	08		爆発その他事後的な事由による風圧、音響等に起因する業務性難聴等の耳の疾患	1	0	0	2	0	0
	99		CODE01から08までに掲げるもの以外の業務上の負傷に起因する疾病	0	0	0	1	0	0
二			物理的因子による次に掲げる疾病	12	17	70	64	14	8
			(有害光線による疾病)						
1	01		紫外線にさらされる業務による前眼部疾患又は皮膚疾患	0	0	0	0	0	0
2	02		赤外線にさらされる業務による網膜火傷、白内障等の眼疾患又は皮膚疾患	0	0	0	0	0	0
3	03		レーザー光線にさらされる業務による網膜火傷等の眼疾患又は皮膚疾患	0	0	0	1	0	0
4	04		マイクロ波にさらされる業務による白内障等の眼疾患	0	0	0	0	0	0
5	05		電離放射線にさらされる業務による急性放射線症、皮膚潰瘍等の放射線皮膚障害、白内障等の放射線眼疾患、放射線肺炎、再生不良性貧血等の造血器障害、骨壊死その他の放射線障害	0	0	0	0	0	0
			(皮膚障害)						
			(白内障)						
			(急性放射線症)						
			(再生不良性貧血)						
			(造血器障害)						
			(異常気圧による疾病)						
6	06		高圧室内作業又は潜水作業に係る業務による潜函病又は潜水病	0	0	0	0	0	0
7	07		気圧の低い場所における業務による高山病又は航空減圧症	0	0	0	0	0	0
			(異常温度条件による疾病)						
8	08		暑熱な場所における業務による熱中症	11	13	66	39	9	5
9	09		高熱物体を取り扱う業務による熱傷	0	1	0	0	1	0
10	10		寒冷な場所における業務又は低温物体を取り扱う業務による凍傷	0	1	0	3	0	0
11	11		著しい騒音を発する場所における業務による難聴等の耳の疾患	1	2	4	21	4	3
12	12		超音波にさらされる業務による手指等の組織壊死	0	0	0	0	0	0
13	99		1から12までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他物理的因子にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	0	0	0	0	0	0
三			身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する次に掲げる疾病	45	34	90	28	9	3
1	01		重激な業務による筋肉、腱、骨若しくは関節の疾患又は内臓脱(腰痛を除く)	3	1	10	2	0	2
2	02		重量物を取り扱う業務、腰部に過度の負担を与える不自然な作業姿勢により行う業務その他腰部に過度の負担のかかる業務による腰痛(負傷に起因する腰痛を除く)	7	3	4	2	0	0
3	03		さく岩機、鉸打ち機、チェーンソー等の機械器具の使用により身体に振動を与える業務による手指、前腕、前腕等の抹梢循環障害、抹梢神経障害又は運動器障害	1	8	3	7	2	1
4	04-09		電子計算機への入力を反復して行う業務その他上肢に過度の負担のかかる業務による後頭部、頸部、肩甲帯、上腕、前腕又は手指の運動器障害	34	22	73	17	7	0
5	99		1から4までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に起因することの明らかな疾病	0	0	0	0	0	0

31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	合計
鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄	
12	19	63	77	42	55	48	61	38	227	40	66	69	45	55	69	60	4,263
3	2	14	10	5	2	8	6	3	17	3	10	6	6	6	6	4	574
0	0	0	0	1	0	1	1	0	2	1	1	0	0	0	0	0	42
0	0	3	1	0	1	1	5	1	5	0	3	3	1	0	3	1	143
6	10	42	56	31	47	31	45	27	184	30	41	53	33	40	53	42	2,935
0	2	0	1	0	1	0	0	1	3	2	0	1	2	0	0	0	63
0	1	2	2	3	1	1	1	1	7	0	2	3	1	6	2	6	155
2	4	2	6	2	2	6	3	4	7	2	7	3	1	2	4	6	304
1	0	0	1	0	1	0	0	1	1	2	0	0	1	0	1	0	29
0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	0	1	0	1	18
5	10	19	32	13	13	24	28	9	67	16	19	20	30	26	33	9	1,264
0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	7
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2	0	1	1	8
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	15
3	5	14	18	9	5	12	11	6	58	16	10	14	9	7	14	2	879
0	4	4	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	30
1	1	0	0	0	0	1	0	0	2	0	2	0	0	0	2	0	42
1	0	1	13	2	8	10	17	2	6	0	7	6	19	18	15	1	279
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
6	3	3	20	8	12	1	15	18	37	21	9	17	23	40	8	8	1,391
3	0	0	3	1	1	0	1	1	4	0	2	0	2	1	0	0	121
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	68
3	1	0	9	3	3	1	13	4	4	1	4	12	12	34	8	1	281
0	2	2	8	4	8	0	1	13	29	19	3	5	8	4	0	7	916
0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	5

労働安全衛生をめぐる状況

分類		疾病分類項目	1	2	3	4	5	6
大	小 CODE		北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形
四		化学物質等による次に掲げる疾病	9	2	2	6	4	1
1	01	労働大臣の指定する単体たる化学物質及び化合物（合金を含む）にさらされる業務による疾病であって、労働大臣が定めるもの	6	0	1	0	1	1
2	02	フッ素樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による悪寒、発熱等の症状を伴う呼吸器疾患	0	0	0	0	0	0
	03	塩化ビニル樹脂、アクリル樹脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による眼粘膜及び気道粘膜の炎症等の疾患	0	0	0	0	0	0
3	04	すす、鉱物油、うるし、タール、セメント、アミン系の樹脂硬化剤等にさらされる業務による皮膚疾患	0	0	1	0	1	0
4	05	蛋白分解酵素にさらされる業務による皮膚炎、結膜炎又は鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患	0	0	0	0	0	0
5	06	木材の粉じん、獣毛のじんあい等を飛散する場合における業務又は抗生物質等にさらされる業務によるアレルギー性の鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患	0	0	0	0	0	0
6	07	落綿等の粉じんを飛散する場所における業務による呼吸器疾患	0	0	0	0	0	0
7	08-09	石綿にさらされる業務による良性石綿胸水又はびまん性胸膜肥厚	1	0	0	3	1	0
	08	（良性石綿胸水）						
	09	（びまん性胸膜肥厚）	(1)			(3)	(1)	
8	10	空気中の酸素濃度の低い場所における業務による酸素欠乏症	0	0	0	0	0	0
9	99	1から8までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他化学物質等にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	2	2	0	3	1	0
五	56	粉じんを飛散する場合における業務によるじん肺症又はじん肺法（昭和35年法律第30号）に規定するじん肺と合併したじん肺法施行規則（昭和35年労働省令第6号）第1条各号に掲げる疾病	44	0	0	2	2	5
	01	（管理4）	(15)				(1)	(2)
	02	（肺結核）	(1)					
	03	（結核性胸膜炎）						
	04	（続発性気管支炎）	(14)			(2)	(1)	(3)
	05	（続発性気管支拡張症）	(1)					
	06	（続発性気胸）	(7)					
	07	（原発性肺がん）	(6)					
六		細菌、ウイルス等の病原体による次に掲げる疾病	10	2	4	2	1	0
1	01-04	患者の診療若しくは看護の業務、介護の業務又は研究その他の目的で病原体を取り扱う業務による伝染性疾患	7	2	4	2	1	0
	01	（患者の診療の業務）						
	02	（患者の看護の業務）						
	03	（介護の業務）						
	04	（研究その他の目的で病原体を取り扱う業務）						
2	05	動物若しくはその死体、獣毛、草その他動物性の物又はほろ等の古物を取り扱う業務によるブルセラ症、炭疽病等の伝染性疾患	2	0	0	0	0	0
3	06	湿潤地における業務によるワイル病等のレプトスピラ症	0	0	0	0	0	0
4	07	屋外における業務による恙虫病	0	0	0	0	0	0
5	99	1から4までに掲げるもののほか、これらの疾患に付随する疾患その他細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	1	0	0	0	0	0
七		がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による次に掲げる疾病	72	5	3	10	4	3
1	01	ベンジジンにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0
2	02	ベーターナフチルアミンにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0
3	03	4-アミノジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0
4	04	4-ニトロジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0
5	05	ビス（クロロメチル）エーテルにさらされる業務による肺がん	0	0	0	0	0	0
6	06	ペンントリクロライドにさらされる業務による肺がん	0	0	0	0	0	0

7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	石川	福井	山梨	長野	岐阜	静岡	愛知	三重
1	4	4	6	9	5	25	7	5	6	1	2	1	5	1	11	7	3
1	1	2	4	2	2	11	2	3	0	0	0	1	1	1	7	1	2
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	2	2	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	0	0	1	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0
0	1	0	0	5	2	12	3	0	6	1	2	0	3	0	0	3	0
	(1)			(2)	(1)	(3)	(1)		(4)	(1)	(2)		(1)			(2)	
				(3)	(1)	(9)	(2)		(2)				(2)			(1)	
0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0
0	1	0	0	1	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0
5	5	9	3	6	2	14	4	12	6	0	3	1	4	8	6	23	6
(1)	(3)	(6)	(2)	(3)	(2)	(9)	(2)	(2)	(2)		(1)		(2)	(3)	(2)	(9)	
																	(1)
(4)	(1)	(2)	(1)	(2)		(4)	(1)	(8)	(3)		(1)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(4)
						(1)											
				(1)										(1)		(3)	
	(1)	(1)					(1)	(2)	(1)		(1)			(1)		(6)	(1)
0	0	2	1	12	3	22	11	0	1	1	0	0	0	0	7	16	1
0	0	1	1	8	3	15	7	0	1	1	0	0	0	0	6	13	1
0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	1	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
0	0	1	0	2	0	7	2	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0
9	12	9	1	41	20	107	67	8	12	4	3	2	8	6	19	45	13
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

労働安全衛生をめぐる状況

分類		疾病分類項目	25	26	27	28	29	30
大	小 CODE		滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山
四		化学物質等による次に掲げる疾病	1	4	14	12	5	2
1	01	労働大臣の指定する単体たる化学物質及び化合物（合金を含む）にさらされる業務による疾病であって、労働大臣が定めるもの	0	0	0	1	0	2
2	02	フッ素樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による悪寒、発熱等の症状を伴う呼吸器疾患	0	0	0	0	0	0
	03	塩化ビニル樹脂、アクリル樹脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による眼粘膜及び気道粘膜の炎症等の疾患	0	1	0	0	0	0
3	04	すす、鉱物油、うるし、タール、セメント、アミン系の樹脂硬化剤等にさらされる業務による皮膚疾患	0	0	2	0	0	0
4	05	蛋白分解酵素にさらされる業務による皮膚炎、結膜炎又は鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患	0	0	1	0	0	0
5	06	木材の粉じん、獣毛のじんあい等を飛散する場合における業務又は抗生物質等にさらされる業務によるアレルギー性の鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患	0	0	0	0	0	0
6	07	落綿等の粉じんを飛散する場所における業務による呼吸器疾患	0	1	1	0	0	0
7	08-09	石綿にさらされる業務による良性石綿胸水又はびまん性胸膜肥厚	0	0	7	9	3	0
	08	（良性石綿胸水）			(1)	(5)	(2)	
	09	（びまん性胸膜肥厚）			(6)	(4)	(1)	
8	10	空気中の酸素濃度の低い場所における業務による酸素欠乏症	0	2	0	1	1	0
9	99	1から8までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他化学物質等にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	1	0	3	1	1	0
五	56	粉じんを飛散する場合における業務によるじん肺症又はじん肺法（昭和35年法律第30号）に規定するじん肺と合併したじん肺法施行規則（昭和35年労働省令第6号）第1条各号に掲げる疾病	3	1	22	5	4	4
	01	（管理4）			(8)		(2)	
	02	（肺結核）			(1)			
	03	（結核性胸膜炎）						
	04	（続発性気管支炎）		(1)	(9)	(2)	(2)	(1)
	05	（続発性気管支拡張症）	(1)					
	06	（続発性気胸）			(1)	(1)		
	07	（原発性肺がん）	(2)		(3)	(2)		(3)
六		細菌、ウイルス等の病原体による次に掲げる疾病	1	3	14	5	1	1
1	01-04	患者の診療若しくは看護の業務、介護の業務又は研究その他の目的で病原体を取り扱う業務による伝染性疾患	0	1	6	3	1	0
	01	（患者の診療の業務）						
	02	（患者の看護の業務）						
	03	（介護の業務）						
	04	（研究その他の目的で病原体を取り扱う業務）						
2	05	動物若しくはその死体、獣毛、草その他動物性の物又はほろ等の古物を取り扱う業務によるブルセラ症、炭疽病等の伝染性疾患	0	0	1	2	0	0
3	06	湿潤地における業務によるワイル病等のレプトスピラ症	0	0	0	0	0	0
4	07	屋外における業務による恙虫病	1	0	0	0	0	1
5	99	1から4までに掲げるもののほか、これらの疾患に付随する疾患その他細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	0	2	7	0	0	0
七		がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による次に掲げる疾病	6	15	90	78	10	5
1	01	ベンジジンにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	1
2	02	ベーターナフチルアミンにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	1
3	03	4-アミノジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0
4	04	4-ニトロジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0
5	05	ビス（クロロメチル）エーテルにさらされる業務による肺がん	0	0	0	0	0	0
6	06	ベンゾトリクロライドにさらされる業務による肺がん	0	0	0	0	0	0

31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	合計
鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄	
2	0	9	4	3	0	3	3	0	8	0	2	2	3	3	1	2	210
0	0	1	1	0	0	1	0	0	4	0	0	0	0	1	0	1	62
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	14
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
0	0	8	2	2	0	2	3	0	4	0	0	1	1	0	1	1	87
		(2)		(1)		(1)	(1)		(2)			(1)					(34)
		(6)	(2)	(1)		(1)	(2)		(2)				(1)		(1)	(1)	(53)
0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8
2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	2	0	0	28
1	3	13	4	2	2	1	9	2	8	3	10	2	2	4	1	1	277
(1)		(6)	(2)	(2)				(1)	(3)	(2)	(1)					(1)	(96)
																	(3)
																	0
	(3)	(7)	(1)		(2)	(1)	(8)	(1)	(1)		(8)	(2)		(4)	(1)		(120)
																	(3)
							(1)										(15)
			(1)						(4)	(1)	(1)		(2)				(40)
0	0	1	1	0	1	0	0	0	4	0	0	1	0	3	0	1	133
0	0	0	1	0	1	0	0	0	4	0	0	1	0	2	0	1	94
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	7
0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	25
1	3	37	53	28	6	13	12	1	42	5	18	11	5	1	4	2	929
0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	3
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

労働安全衛生をめぐる状況

分類		疾病分類項目	1	2	3	4	5	6
大	小 CODE		北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形
8	07-08	石綿にさらされる業務による肺がん又は中皮腫	70	5	3	10	4	3
	07	(石綿に曝される業務による肺がん)	(26)	(2)	(1)	(5)	(2)	(1)
	08	(石綿に曝される業務による中皮腫)	(44)	(3)	(2)	(5)	(2)	(2)
9	09	ベンゼンにさらされる業務による白血病	0	0	0	0	0	0
10	10-11	塩化ビニルにさらされる業務による肝血管肉腫又は肝細胞がん	0	0	0	0	0	0
13	12-18	電離放射線にさらされる業務による白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫、甲状腺がん、多発性骨髄腫又は非ホジキンリンパ腫	0	0	0	0	0	0
	12	(白血病)						
	13	(肺がん)						
	14	(皮膚がん)						
	15	(骨肉腫)						
	16	(甲状腺がん)						
	17	(多発性骨髄腫)						
	18	(非ホジキンリンパ腫)						
14	19	オーラミンを製造する工程における業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0
15	20	マゼンタを製造する工程における業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0
16	21	コークス又は発生炉ガスを製造する工程における業務による肺がん	2	0	0	0	0	0
17	22	クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん又は上気道のがん	0	0	0	0	0	0
18	23	ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による肺がん又は上気道のがん	0	0	0	0	0	0
19	24	砒素を含有する鉛石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による肺がん又は皮膚がん	0	0	0	0	0	0
20	25	すす、鉱物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務による皮膚がん	0	0	0	0	0	0
6	26	ベリリウムにさらされる業務による肺がん	0	0	0	0	0	0
11	27	1,2-ジクロロプロパンにさらされる業務による胆管がん	0	0	0	0	0	0
12	28	ジクロロメタンにさらされる業務による胆管がん	0	0	0	0	0	0
21	99	1から17までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他がん原性物質若しくはがん原性因子にさらされる業務又はがん原性工程における業務に起因することの明らかな疾病	0	0	0	0	0	0
八	01	長期間にわたる長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務による脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、高血圧性脳症、心筋梗塞、狭心症、心停止(心臓性突然死を含む。)若しくは解離性大動脈瘤又はこれらの疾病に付随する疾病	13	1	2	2	0	0
		(脳血管疾患)	(7)	(1)	(1)			
		(虚血性心疾患等)	(6)		(1)	(2)		
九	01	人の生命に関わる事故への遭遇その他心理的に過度の負担を与える事象を伴う業務による精神及び行動の障害又はこれに付随する疾病	20	6	7	4	4	6
十		前各号に掲げるもののほか、中央労働基準審議会の議を経て労働大臣の指定する疾病	0	0	0	0	0	0
	01	超硬合金の粉じんを飛散する場所における業務による気管支肺疾患						
	02	亜鉛黄又は黄鉛を製造する工程における業務による肺がん						
	03	ジアニシジンにさらされる業務による尿路系腫瘍						
十一	01	その他業務に起因することの明らかな疾病	0	0	0	0	0	0
		[じん肺症患者に発生した肺がん] 2003年度以降第五号へ移行						
		[非災害性脳血管疾患] 2010年度以降第八号へ移行						
		[非災害性虚血性心疾患等] 2010年度以降第八号へ移行						
		[精神障害等] 2010年度以降第九号へ移行						
合計			654	54	103	117	58	91
A: 具体的列挙規定に係る業務上疾病の合計			650	52	103	114	57	91
B: 包括的救済規定に係る業務上疾病の合計			4	2	0	3	1	0
A/(A+B)			99.4%	96.3%	100.0%	97.4%	98.3%	100.0%

7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	石川	福井	山梨	長野	岐阜	静岡	愛知	三重
9	8	9	1	41	20	107	66	8	12	4	3	2	8	6	19	45	13
(3)	(2)	(2)		(23)	(13)	(47)	(38)	(2)	(2)	(2)	(1)	(2)	(3)	(3)	(5)	(14)	(7)
(6)	(6)	(7)	(1)	(18)	(7)	(60)	(28)	(6)	(10)	(2)	(2)		(5)	(3)	(14)	(31)	(6)
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4	9	2	1	14	8	35	5	3	2	3	2	4	3	0	6	13	4
(3)	(7)			(6)	(4)	(22)	(4)	(1)				(2)	(2)		(5)	(7)	(1)
(1)	(2)	(2)	(1)	(8)	(4)	(13)	(1)	(2)	(2)	(3)	(2)	(2)	(1)		(1)	(6)	(3)
4	4	3	8	22	7	93	35	8	3	7	2	6	11	0	12	20	2
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
123	221	88	111	791	323	757	521	167	62	95	64	39	158	86	211	333	163
123	220	87	111	787	323	747	518	166	62	95	64	39	158	86	209	331	163
0	1	1	0	4	0	10	3	1	0	0	0	0	0	0	2	2	0
100.0%	99.5%	98.9%	100.0%	99.5%	100.0%	98.7%	99.4%	99.4%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	99.1%	99.4%	100.0%

労働安全衛生をめぐる状況

分類	大 小	CODE	疾病分類項目	25	26	27	28	29	30
				滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山
8	07-08		石綿にさらされる業務による肺がん又は中皮腫	6	14	89	76	10	3
	07		(石綿に曝される業務による肺がん)	(3)	(1)	(24)	(34)	(4)	(3)
	08		(石綿に曝される業務による中皮腫)	(3)	(13)	(65)	(42)	(6)	
9	09		ベンゼンにさらされる業務による白血病	0	0	0	0	0	0
10	10-11		塩化ビニルにさらされる業務による肝血管肉腫又は肝細胞がん	0	0	0	0	0	0
13	12-18		電離放射線にさらされる業務による白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫、甲状腺がん、多発性骨髄腫又は非ホジキンリンパ腫	0	0	0	0	0	0
	12		(白血病)						
	13		(肺がん)						
	14		(皮膚がん)						
	15		(骨肉腫)						
	16		(甲状腺がん)						
	17		(多発性骨髄腫)						
	18		(非ホジキンリンパ腫)						
14	19		オーラミンを製造する工程における業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0
15	20		マゼンタを製造する工程における業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0
16	21		コークス又は発生炉ガスを製造する工程における業務による肺がん	0	0	0	2	0	0
17	22		クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん又は上気道のがん	0	0	0	0	0	0
18	23		ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による肺がん又は上気道のがん	0	0	0	0	0	0
19	24		砒素を含有する鉛石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による肺がん又は皮膚がん	0	0	1	0	0	0
20	25		すす、鉱物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務による皮膚がん	0	0	0	0	0	0
6	26		ベリリウムにさらされる業務による肺がん	0	0	0	0	0	0
11	27		1,2-ジクロロプロパンにさらされる業務による胆管がん	0	0	0	0	0	0
12	28		ジクロロメタンにさらされる業務による胆管がん	0	1	0	0	0	0
21	99		1から17までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他がん原性物質若しくはがん原性因子にさらされる業務又はがん原性工程における業務に起因することの明らかな疾病	0	0	0	0	0	0
八	01		長期間にわたる長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務による脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、高血圧性脳症、心筋梗塞、狭心症、心停止(心臓性突然死を含む。)若しくは解離性大動脈瘤又はこれらの疾病に付随する疾病	4	4	37	10	3	2
			(脳血管疾患)	(3)	(3)	(25)	(7)	(2)	(1)
			(虚血性心疾患等)	(1)	(1)	(12)	(3)	(1)	(1)
九	01		人の生命に関わる事故への遭遇その他心理的に過度の負担を与える事象を伴う業務による精神及び行動の障害又はこれに付随する疾病	1	11	30	31	2	7
十			前各号に掲げるもののほか、中央労働基準審議会の議を経て労働大臣の指定する疾病	0	0	0	0	0	0
	01		超硬合金の粉じんを飛散する場所における業務による気管支肺疾患						
	02		亜鉛黄又は黄鉛を製造する工程における業務による肺がん						
	03		ジアニシジンにさらされる業務による尿路系腫瘍						
十一	01		その他業務に起因することの明らかな疾病	0	0	0	0	0	0
			[じん肺症患者に発生した肺がん] 2003年度以降第五号へ移行						
			[非災害性脳血管疾患] 2010年度以降第八号へ移行						
			[非災害性虚血性心疾患等] 2010年度以降第八号へ移行						
		[精神障害等] 2010年度以降第九号へ移行							
合計				171	188	692	407	79	77
A: 具体的列挙規定に係る業務上疾病の合計				170	186	682	406	78	77
B: 包括的救済規定に係る業務上疾病の合計				1	2	10	1	1	0
A/(A+B)				99.4%	98.9%	98.6%	99.8%	98.7%	100.0%

31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	合計
鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄	
1	3	37	52	28	5	13	12	1	38	5	18	11	5	1	4	2	910
	(2)	(22)	(21)	(13)	(2)	(6)	(5)		(15)	(2)	(8)	(4)	(1)				(376)
(1)	(1)	(15)	(31)	(15)	(3)	(7)	(7)	(1)	(23)	(3)	(10)	(7)	(4)	(1)	(4)	(2)	(534)
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	10
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
1	0	4	9	1	3	3	0	2	6	2	2	2	1	1	1	4	238
(1)		(2)	(5)	(1)	(2)	(1)		(2)	(4)	(2)		(2)	(1)	(1)	(1)	(3)	(142)
		(2)	(4)		(1)	(2)			(2)		(2)					(1)	(96)
5	0	10	4	2	3	2	4	3	23	4	4	6	6	3	3	7	465
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
																	0
																	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
																	0
																	0
																	0
33	38	159	204	99	95	95	132	73	422	91	130	130	115	136	120	94	9,170
31	38	157	204	99	94	95	132	73	422	91	128	130	113	134	120	94	9,110
2	0	2	0	0	1	0	0	0	0	0	2	0	2	2	0	0	60
93.9%	100.0%	98.7%	100.0%	100.0%	98.9%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	98.5%	100.0%	98.3%	98.5%	100.0%	100.0%	99.3%

労働安全衛生をめぐる状況

表10 都道府県別・傷病別長期(1年以上)療養者数(2018年度末)

	じん肺患者	せき髄損傷患者	外傷性の脳中枢損傷患者	頭頸部外傷症候群患者	頸肩腕症候群患者	腰痛患者	一酸化炭素中毒患者	振動障害患者	その他の患者							合計
										骨折	切断	関節の障害	打撲傷	創傷	その他	
北海道	927	40	28	45	15	50		956	1,686	773	30	414	51	31	387	3,747
青森	35	12	16	5				27	260	146	5	43	15	5	46	355
岩手	43	7	11	2		4		30	304	159	10	41	9	14	71	401
宮城	184	10	6	12	3	12		70	583	311	13	84	39	16	120	880
秋田	33	7	6	2		2		8	234	134	1	19	5	4	71	292
山形	93	1	4			4		28	201	105	5	29	2	8	52	331
福島	152	5	4	1		3		36	235	128	7	22	12	7	59	436
茨城	96	15	14	7	2	15		7	445	259	11	50	7	9	109	601
栃木	38	4	10	3		6		14	354	202	3	69	13	10	57	429
群馬	66	3	4	1	1	4		22	407	215	6	67	46	26	47	508
埼玉	54	28	27	24	12	83		26	1,399	761	32	203	96	76	231	1,653
千葉	29	25	60	60	10	86	1	17	1,574	790	24	339	118	65	238	1,862
東京	240	32	104	86	63	58	1	69	2,665	1,230	38	281	64	81	971	3,318
神奈川	132	26	44	51	9	76	1	54	1,604	714	26	284	86	58	436	1,997
新潟	213	10	8	3	2	5		90	390	202	11	52	6	11	108	721
富山	76	2	8	3				30	166	74	7	15	1	4	65	285
石川	35	2	2	1		1		18	118	59	5	15	2	3	34	177
福井	75	4	11	4		3		74	225	127		38	5	3	52	396
山梨	29	1	4	2		2		25	118	59	5	22	7	6	19	181
長野	85	2	13	10	3	12		88	509	258	12	86	35	27	91	722
岐阜	209	3	7		2	3		68	384	222	2	36	15	10	99	676
静岡	124	15	31	13	2	25	1	65	839	427	19	152	26	38	177	1,115
愛知	113	14	23	9	2	1		52	1,359	803	25	108	109	52	262	1,573
三重	44	2	3	2		3		80	176	91	7	28	9	4	37	310
滋賀	41		11	5	14	22		43	277	128	9	42	23	6	69	413
京都	84	7	3	3	3	16		149	377	221	6	52	16	14	68	642
大阪	139	16	43	16	11	41	1	91	2,450	1,341	55	360	189	88	417	2,808
兵庫	269	19	34	17	4	39		113	1,163	561	33	154	37	17	361	1,658
奈良	50	1	8	1		2	1	35	160	79	4	30	11	3	33	258
和歌山	51		7	1		2		63	259	124	4	34	15	5	77	383
鳥取	21	1	1					14	54	33	2	5			14	91
鳥根	48	3	3		1	1		54	100	50	4	23		2	21	210
岡山	366	5	11	4		2		27	350	177	6	48	5	9	105	765
広島	229	11	31	28		31		149	973	482	14	166	34	8	269	1,452
山口	117	5	7	2		3		41	339	165	8	43	15	14	94	514
徳島	47	1		4		2		146	111	49	4	26	6	4	22	311
香川	47	4	7	1	1	3		34	229	119	7	20	2	9	72	326
愛媛	217	4	16	15		2		371	412	229	7	56	17	19	84	1,037
高知	88	2	7	4		6		473	225	118	3	36	6	9	53	805
福岡	196	18	6	2	2	6		49	1,105	604	17	187	42	33	222	1,384
佐賀	39	1	1			1		21	116	59	2	18		3	34	179
長崎	442	6	8	2		3		49	304	137	3	41	3	2	118	814
熊本	41	8	7	6		3		213	316	176	1	46	26	12	55	594
大分	209	1	13	2	2	10		332	229	115	4	32	12	7	59	798
宮崎	61	4	2			3	1	535	117	70		9	8	5	25	723
鹿児島	98	6	3	9	1	10		188	320	177	5	35	12	9	82	635
沖縄	20	3	7	3		5		24	155	100	3	23	3	9	17	217
合計	6,045	396	684	471	165	671	7	5,168	26,376	13,563	505	3,983	1,260	855	6,210	39,983

注) 厚生労働省資料により、全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。